

高知市公共施設マネジメント基本計画
(高知市公共施設等総合管理計画)

令和8年3月

高 知 市

目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	目的	1
1-2	本計画の位置付け	1
1-3	計画期間	2
1-4	対象施設	2
第2章	高知市の現状と課題	3
2-1	高知市の人口動向	3
2-2	公共建築物の保有状況	5
2-3	公共建築物の老朽化状況	7
2-4	公共建築物の利用状況(サービスの提供状況)	9
2-5	公共建築物の配置分布	10
2-6	公共建築物に係る費用及び将来費用	19
2-7	これまでの公共施設マネジメントの推進における取組実績	21
2-8	公共施設マネジメントの推進における課題	22
第3章	課題の解決に向けた取組方針	23
3-1	高知市の将来における公共施設のあり方・理想像	23
3-2	取組方針	24
3-3	施設分類別の取組方針	26
3-4	将来負担の軽減に向けて	32
第4章	実施目標	34
4-1	中期目標	34
4-2	短期目標及びロードマップ	36
第5章	インフラ系施設	37
5-1	インフラ系施設の保有状況	37
5-2	インフラ系施設の老朽化状況	38
5-3	インフラ系施設の将来費用	39

※本文中に*が付いた用語は、「資料編」の「資料5 用語解説」をご参照ください。

はじめに

本市の公共施設においては、人口減少や施設の老朽化等の課題があることから、将来のあり方を根本的に見直す必要が生じています。本計画の改訂に当たっては、平成 26 年3月に策定した「高知市公共施設マネジメント*基本方針」に基づき開始した本市の公共施設マネジメントの取組について、さらに推進していくことを目指し、全面的な見直しを行いました。

今後は、本計画に掲載した理想像と、それに向けて進める対応を明確にし、実施効果を確認しながら取組を進める「バックキャストिंग*」の考え方に沿って、公共施設マネジメントを推進してまいります。

計画改訂におけるテーマ

将来負担を過剰にしない 公共施設に係るマネジメントのアップデート*

本計画のポイント

○ 実施サービスのアップデートに基づく公共施設の将来のあり方を検討

各施設所管課が施設で実施するサービス内容の将来予測を行い、その内容に合わせた施設のあり方を施設分類別に検討しました。また、分析に当たっては、現在の施設分布や、人口の地区別将来予測等、多角的な情報を活用して行いました。

○ 過剰な将来負担としないための保有量、再整備方針のアップデート

人口減少に伴う支出負担可能額に基づき、可能な公共施設保有量を再検討しました。また、将来の実施サービス規模が縮小する可能性のある施設分類については、安易な長寿命化を避けるなど、次世代に受け継ぐ施設を過剰にしないための再整備方針を定めました。

○ 目指す将来の理想像と、取組方針、取組内容の明確化

将来(30 年後)あるべき施設の理想像を描いた上で、実現に向けての取組方針の検討に併せて、中期(10 年間)で行う対応の具体的な目標と、短期(5年間)で行う対応と役割分担を明確化しました。

○ 「公共施設等総合管理計画」との統合

改訂に当たり、別途策定していたインフラ系施設を含めた計画「高知市公共施設等総合管理計画」と統合し、本計画をインフラ系施設も含めた公共施設マネジメントに係る総合的な計画としました。

第1章 計画の概要

1-1 目的

本市では、コスト意識と経営的視点を踏まえた総合的な公共施設の管理をしていくため、平成26年3月に「高知市公共施設マネジメント*基本方針」を策定し、【管理の最適化】、【機能の最適化】、【総量の最適化】を基本目標とし、『安全・安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供』を目指した取組を始めました。

この取組を推進していくため、平成28年2月には、具体的な方向性や方策、取組などをまとめた「高知市公共施設マネジメント基本計画」を策定(令和3年8月改訂)し、平成27年9月に道路等のインフラ系施設を含めた計画として「高知市公共施設等総合管理計画」を策定(令和4年3月改訂)しました。

過去に策定したこれらの計画の全面改訂を行うに当たり、公共施設等の現状分析、将来費用の予測を行った上で、本市が持続可能な公共施設サービスを提供していくに当たっての目標や、具体的な取組内容等のアップデート*を行うとともに、「高知市公共施設マネジメント基本計画」及び「高知市公共施設等総合管理計画」を統合し、より実効性の高い公共施設マネジメントの推進を目指します。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、2011 高知市総合計画後期基本計画の「持続可能な公共施設の提供」を目指すための計画であり、インフラ系施設を含めた公共施設マネジメントの最上位計画と位置付けます。

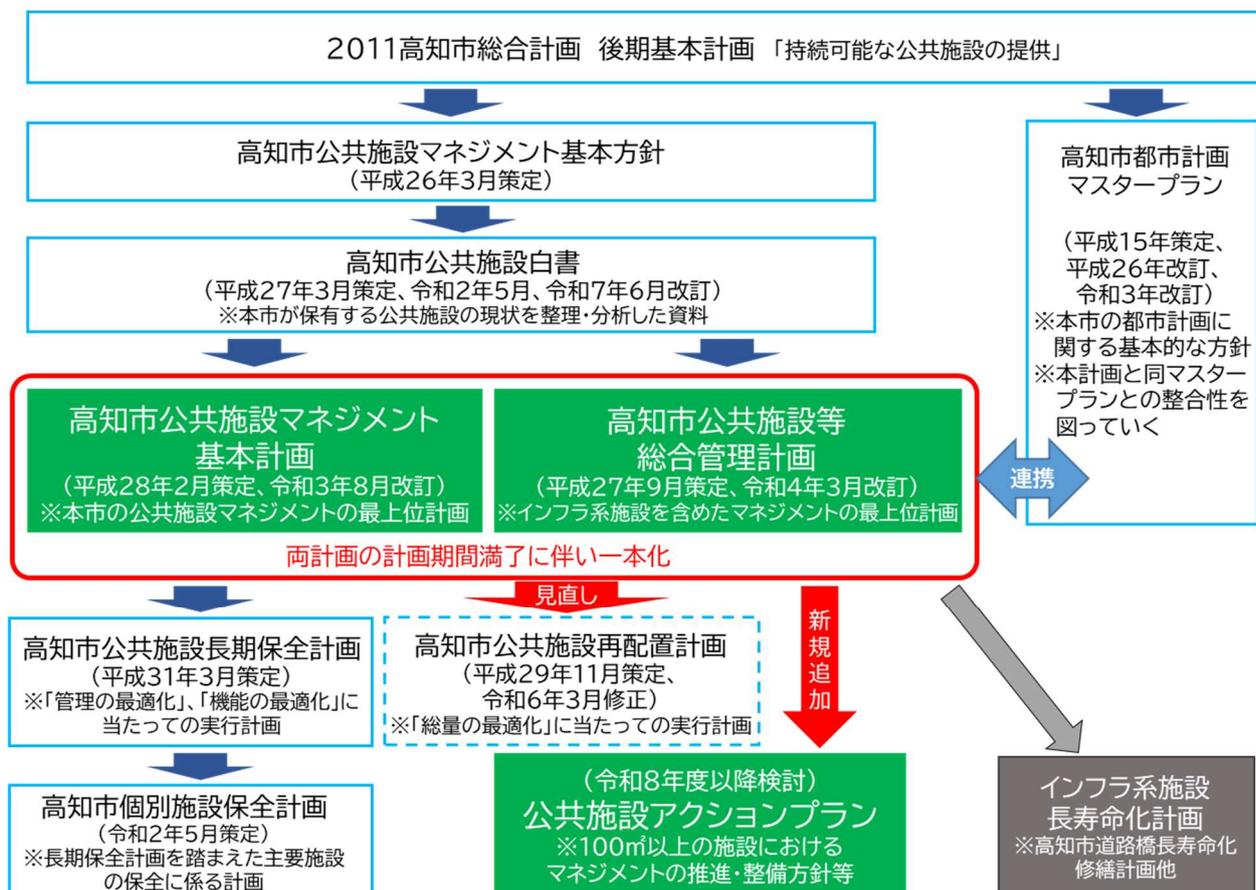


図1.1計画の位置付けイメージ

1-3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間です。

1-4 対象施設

本計画は、本市が保有する全ての公共施設(公共建築物及びインフラ系施設)を対象とします。

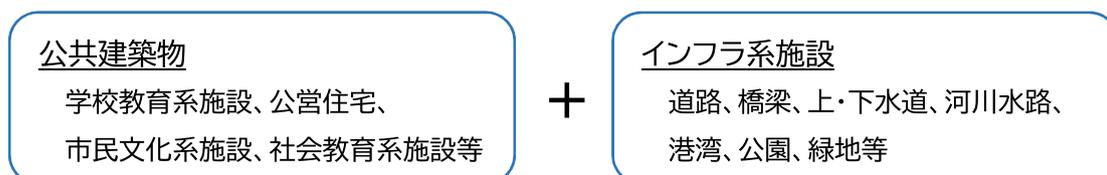


図1.2対象施設イメージ図

第2章 高知市の現状と課題

2-1 高知市の人口動向

(1) 総人口、年齢階層別人口の推移

本市の総人口は平成 17 年以降減少傾向が続き、令和 2 年には 326,545 人まで減少しており、令和 7 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳上の人口は 309,121 人となっています。

年齢階層別では平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間で、老年人口(65 歳以上の人口)は約 1.8 倍に増加し、令和 2 年では全体の 30.2%を占めています。一方、生産年齢人口(15~64 歳の人口)と年少人口(0~14 歳の人口)の合計の割合は、平成 7 年の 84.0%から令和 2 年の 69.8%に減少しています。

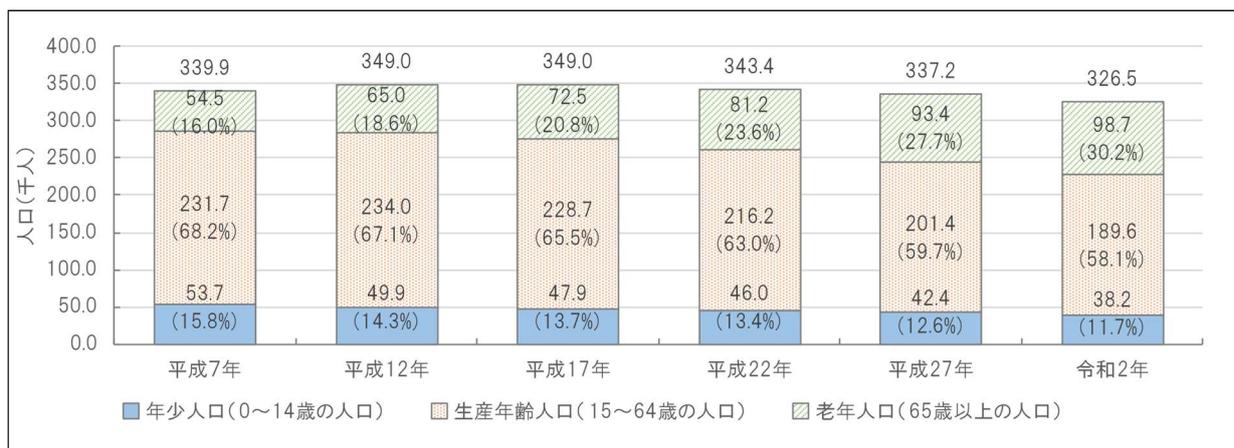


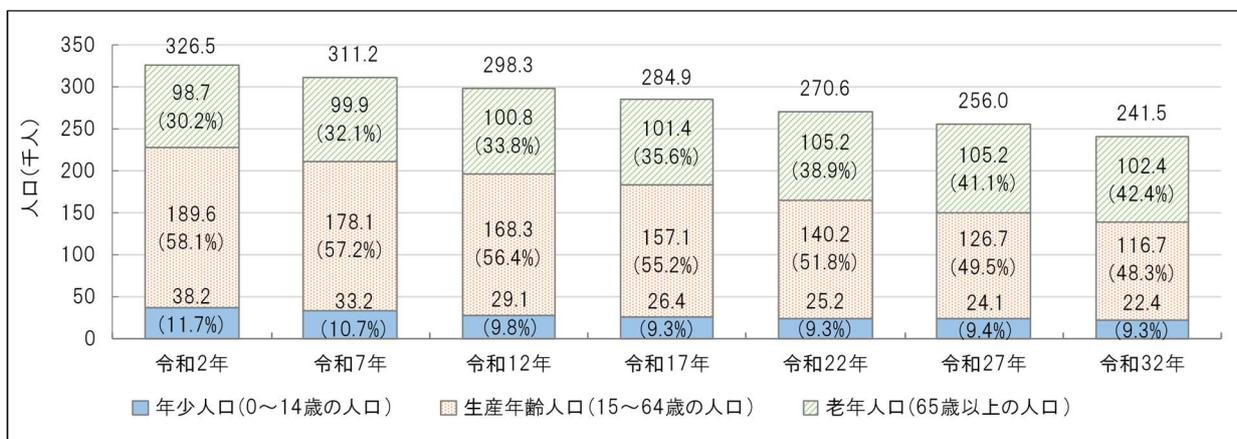
図2.1 総人口、年齢階層別人口の推移 出典: 国勢調査結果(総務省統計局)

※本市は平成 17 年に旧鏡村と旧土佐山村、平成 20 年に旧春野町と合併しており、合併に伴う人口増加を反映しています。
 ※総人口には「年齢不詳」の人口を含み、年齢階層別人口も「年齢不詳」の人口を按分して補完しています。
 ※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が 100%とならない場合があります。

(2) 将来推計人口

本市の総人口は、令和 2 年から令和 32 年までの 30 年間で約 26%減少すると見込まれています。(国立社会保障・人口問題研究所 令和 5 年推計)

この変化を年齢階層別に見ると、老年人口(65 歳以上の人口)の占める割合が 42.4%まで増加する一方、年少人口(0~14 歳の人口)の占める割合は 9.3%まで減少し、少子高齢化が進行する見通しです。



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 令和 5 年推計

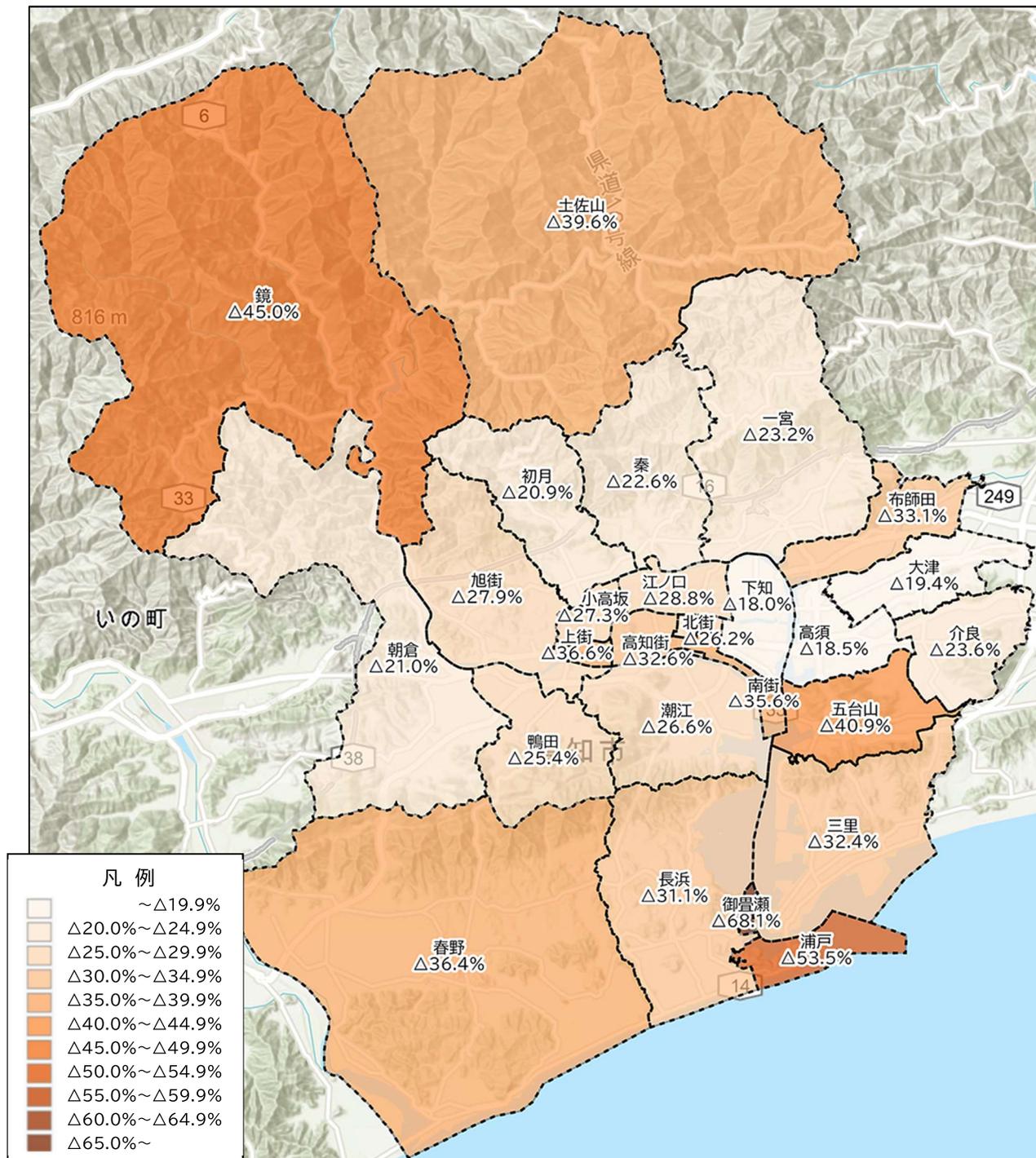
図2.2 将来推計人口

※将来推計人口には年齢階層別人口に「年齢不詳」の人口を補完しています。
 ※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が 100%とならない場合があります。

(3)地区(大街)別の将来推計人口減少率

地区(大街)別の将来推計人口(※本市推計令和32年人口)では、令和2年の人口と比較して、御畳瀬と浦戸地区での減少率が△50%以上と高くなっている他、五台山、鏡、土佐山地区においても、△39%～△45%と大きく減少する見込みとなっています。

また、高知街、上街、南街地区においても周辺地区と比べて人口減少率が高くなると予想されています。



国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに本市作成

図2.3 地区(大街)別の将来推計人口減少率図(令和2年→令和32年)

2-2 公共建築物の保有状況 ※インフラ系施設については第5章を参照

(1)公共建築物の保有量と推移

本市で保有している公共建築物の数は、954 施設、3,184 棟、延床面積の合計は 126 万 8,839 m²(基準日:令和6年3月31日)となっています。

表2-1 公共建築物の保有量

大分類	中分類	施設数		棟数			延床面積(m ²)			代表的な施設	
行政系施設	庁舎等	8	173	18.1%	26	242	7.6%	56,164	95,885	7.6%	市庁舎
	消防施設	57			89			26,704			消防署、分署・出張所
	その他行政系施設	108			127			13,017			事務所、倉庫・資材置場、防災倉庫
学校教育系施設	学校	58	65	6.8%	834	905	28.4%	382,086	414,390	32.7%	小学校、中学校、義務教育学校
	その他学校教育系施設	7			71			32,304			特別支援学校、高知商業高校
子育て支援施設	幼保・こども園	28	75	7.9%	101	149	4.7%	23,771	31,789	2.5%	保育所、幼稚園
	幼児・児童施設	10			10			2,640			児童館
	児童福祉施設	37			38			5,378			児童クラブ
市民文化系施設	集会施設	82	106	11.1%	153	187	5.9%	27,964	76,418	6.0%	ふれあいセンター、公民館、集会所
	文化施設	24			34			48,454			文化ホール・プラザ、市民会館
社会教育系施設	社会教育系集会施設	6	44	4.6%	10	69	2.2%	1,233	28,371	2.2%	集会所
	図書館	22			24			16,756			図書館
	博物館等	14			29			6,093			博物館
	その他社会教育系施設	2			6			4,289			青年センター、自治会館
保健・福祉施設	保健・福祉施設	10	35	3.7%	26	63	2.0%	24,723	32,209	2.5%	健康福祉センター、入所施設
	高齢者福祉施設	18			25			3,947			老人福祉センター
	障害者福祉施設	5			7			2,276			障害者福祉センター
	その他保健・福祉施設	2			5			1,263			ひまわり園他
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11	16	1.7%	64	109	3.4%	117,283	126,294	10.0%	競技場、総合スポーツ施設、運動場
	レクリエーション・観光施設	3			30			2,876			動物園、キャンプ場
	保養施設	2			15			6,135			宿泊施設、温泉
公営住宅	公営住宅	145	145	15.2%	922	922	29.0%	360,476	360,476	28.4%	改良住宅、市営住宅、コミュニティ住宅
医療施設	医療施設	1	1	0.1%	1	1	0.03%	220	220	0.02%	医療施設
農林水産施設	農林水産施設	15	15	1.6%	31	31	1.0%	5,544	5,544	0.4%	とさやま土づくりセンター他
公園	公園	167	167	17.5%	271	271	8.5%	9,115	9,115	0.7%	公園(建築物)
その他	その他	112	112	11.7%	235	235	7.4%	88,127	88,127	6.9%	卸売市場、競馬場、駐車場
	総計	954	954	100%	3,184	3,184	100%	1,268,839	1,268,839	100%	

(基準日:令和6年3月31日)

表2-2 保有量の変化

	令和2年度末時点		令和5年度末時点		比較		
	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積	主な要因
公用施設	180	14.1万m ²	197	15.9万m ²	+17	+1.8万m ²	本庁舎 約1.1万m ² 増 中央消防署 約0.4万m ² 増
公共施設	751	112.5万m ²	757	111.0万m ²	+6	△1.5万m ²	旭福祉センター 約0.2万m ² 減 ※その他は学校、市営住宅等の面積変更等

※「公用施設」は、庁舎、消防署所、倉庫等、主に本市の業務で用いる削減困難な施設

※「公共施設」は、公用施設以外の主に市民が利用する施設

(2) 公共建築物の大分類別施設数

大分類別に見ると、施設数では、行政系施設(18.1%)、公園(17.5%)、公営住宅(15.2%)が多くなっています。また、延床面積では学校教育系施設(32.7%)と公営住宅(28.4%)が大きく、この両施設で総延床面積の61.1%を占めています。

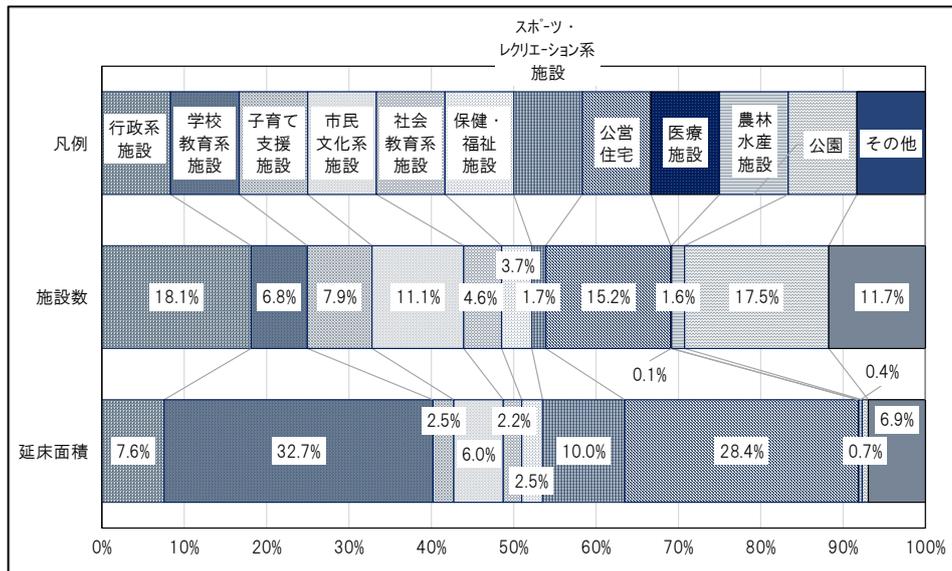


図2.4 大分類別の施設数・延床面積の割合

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合があります。

(3) 他自治体との保有量の比較

公共建築物の整備状況について、本市と人口規模が同等(30~40万人)の自治体24市と「市民一人当たりの延床面積」を比較すると、24市の平均3.12㎡/人及び市町村合併を行った市町村の平均3.55㎡/人に対して本市は4.04㎡/人と高い水準にあります。

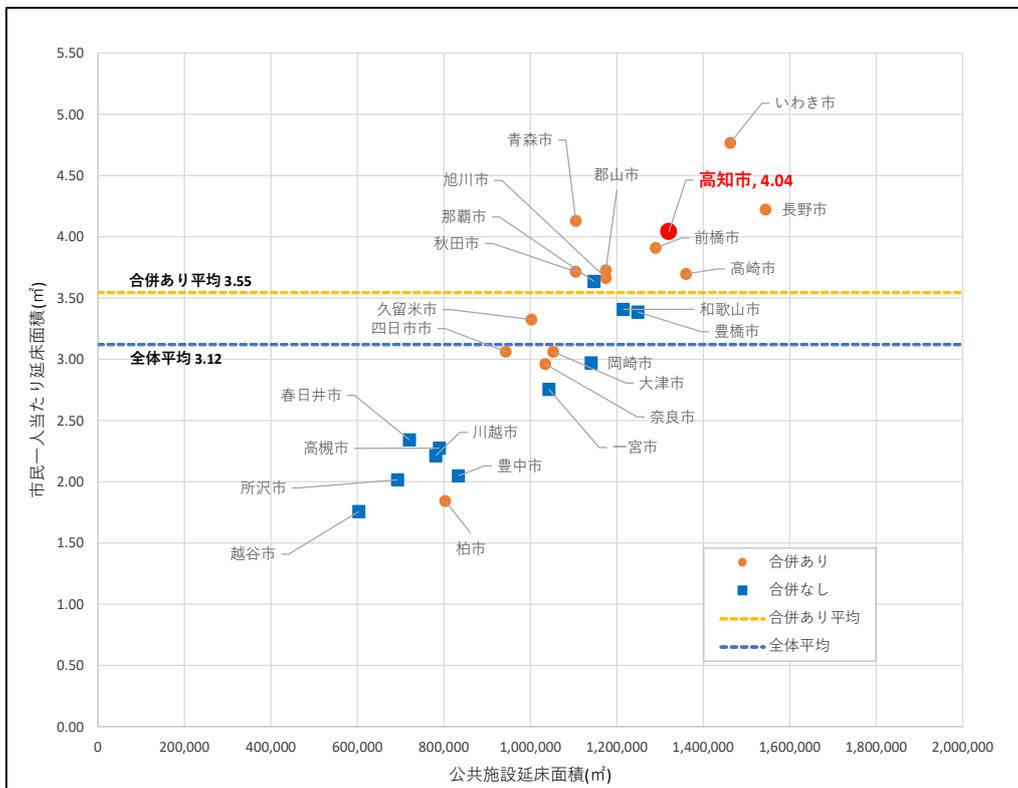


図2.5 他自治体との公共施設延床面積(市民一人当たり)の比較

2-3 公共建築物の老朽化状況

(1) 公共建築物の老朽化の状況

本市では、昭和50年代から昭和60年代に集中して公共建築物の整備を行い、延床面積を見ると、学校教育系施設や公営住宅がその大部分を占めています。

本計画の対象としている公共建築物の総延床面積126万8,839㎡のうち、令和5年度を起点として30年前の平成5年度以前に建設された建物の延床面積は77万6,196㎡であり、総延床面積の61.2%が建設後30年以上経過していることになります。

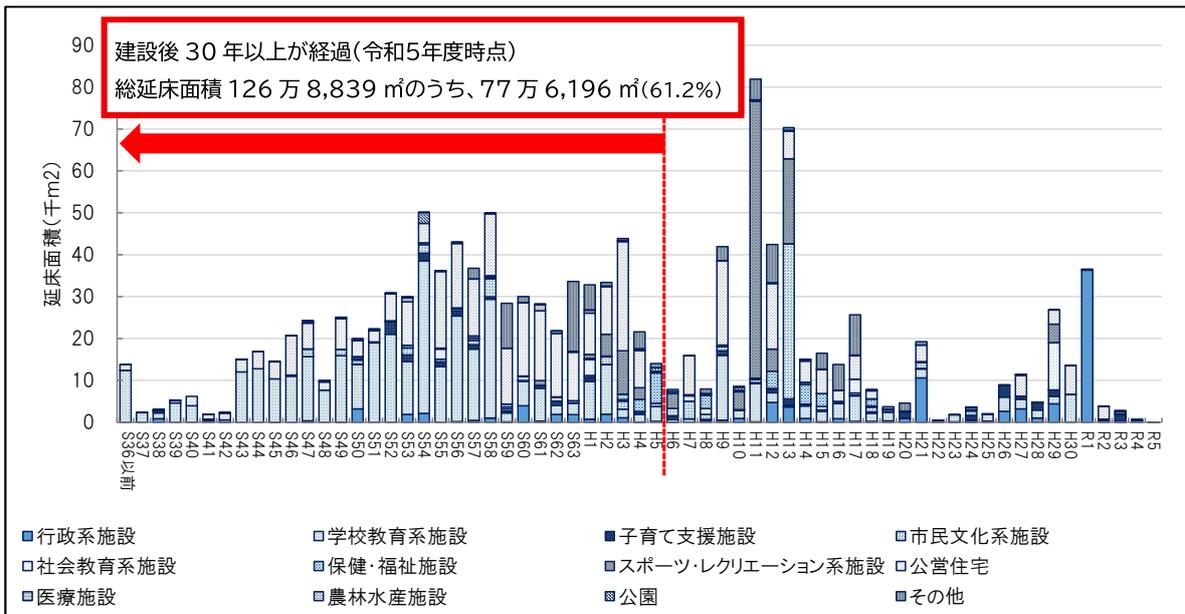


図2.6 公共建築物の老朽化の状況(施設全体の建築年度)

(2)老朽化対策を行わなかった場合のリスク

このまま老朽化対策を行わなかった場合、将来、以下のようなリスクが発生することにより、市民や職員が多大な影響を受けることが懸念されます。

表2-3 未対策の場合に発生することが懸念されるリスク

リスク種別	発生が懸念されるリスク
【安全リスク】 老朽化による 事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備の老朽化による事故の発生 ・災害時(地震・豪雨等)に避難所や庁舎が機能不全に陥るリスク
【財政リスク】 費用の急増と 財政圧迫	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕*を先送りしている施設の急激な劣化による改修*費の大幅増加 ・同時期に多くの施設が老朽化することで更新*費用の短期集中による財政圧迫
【運営リスク】 職員負担と サービスの低下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の突発修繕や緊急対応が常態化 ・公共施設の利用停止や利用制限が多発

表2-4 安全リスクの発生事例

発生時期	自治体	発生事案の内容	発生原因
令和6年11月	豊中市 (大阪府)	小学校校舎2階の廊下の天井からコンクリート片が落下	天井の老朽化
令和6年9月	多度津町 (香川県)	県立高校の教室の天井からコンクリートが剥離落下	天井の老朽化
令和6年7月	熊本市 (熊本県)	市立専門学校の天井から40kgの石膏ボードが落下	雨漏りによる天井材の不具合
令和6年2月	西条市 (愛媛県)	中学校校舎の屋上から幅1.5mにわたり壁の一部が落下	学校の外壁の老朽化
令和5年10月	久喜市 (埼玉県)	小学校の3階(高さ9m)からモルタル片が落下	学校の外壁の老朽化
令和5年5月	熊本市 (熊本県)	スタジアムの天井の一部が落下し、男性に直撃	天井板の落下箇所の防水シートが破損
令和4年5月	横浜市 (神奈川県)	スポーツセンターの体育室で天井パネルが落下	雨漏りによる断熱材の不具合

これらのリスク発生の可能性を意識した公共施設マネジメント*の推進が求められます。

2-4 公共建築物の利用状況(サービスの提供状況)

本市の公共建築物で行っているサービスの内容を、施設の設置条例等に基づき検証すると、1つの施設で様々なサービスが提供されていたり、施設分類の異なる施設で同類のサービスを実施していたりする現状が把握できます。

特に「生涯学習」や「貸館・地域交流」については、様々な分類の施設で実施しています。

表2-5 主な施設分類における実施サービス一覧

施設分類	実施サービス
庁舎・倉庫	公務の適正かつ円滑な執行
	公務に必要な文書・備品等の保管
消防関連施設	市民の火災からの保護、水火災又は地震等の災害を防除、被害の軽減、災害等による傷病者の搬送
市民会館	各種相談事業
	デイサービス事業
	地域交流事業
	啓発・広報活動事業
貸館事業	
児童館・集会所	子ども会活動
保育所、 小規模保育施設	保育所(保育を必要とする乳児・幼児の保育サービス) 小規模保育施設(山間地その他の地域における、必要な保育の確保)
市営住宅(公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅)	住宅困窮者への低廉な賃貸住宅の提供による生活安定と社会福祉増進 等
市立小・中・特別支援学校	児童生徒の校内の安全・安心を守る
	義務教育の機会を保障し、その水準を確保
	児童生徒が安全・安心に通学できる環境づくり
スポーツ施設	市民へのスポーツ、レクリエーション及び健康増進
老人憩の家	老人に対し、教養の向上のための場を与え、老人の心身の健康の増進を図る(生涯学習、貸館・地域交流)
老人福祉センター	老人に対し、レクリエーション等のための場を与え、老人の心身の健康の増進を図る(生涯学習、貸館・地域交流)
ふれあいセンター	地域のコミュニティ活動の推進
	生涯学習活動の推進(公民館機能)
	防災及び減災に関する活動の推進
	市民相互の交流の促進
	市民文化の向上(公民館機能)
社会教育の振興(公民館機能)	
文化センター・文化会館・ 高知市文化プラザ・ 中央公民館等	住民の教養の向上、健康の増進、情操*の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進
	市民の文化、芸術及びスポーツの振興
	コミュニティの場の提供(貸館・地域交流)
	市民による文化・芸術活動及び生涯にわたる学習活動の展開並びに市民文化の振興(生涯学習)
	中山間地域における社会教育及び市民文化の振興並びに健康の増進、福祉の向上

2-5 公共建築物の配置分布

本市における公共建築物の配置分布を見ると、概ね人口分布や利用需要に沿った配置となっているものの、「地区(大街)別」や「実施サービス別」で分析を行うと、一部において施設の偏在等が見られる箇所があります。以下に、各分析視点別の特徴的な箇所について示します。(※より詳細な全大街の地区別施設分析結果は資料編を参照)

(1) 大街別の施設配置分布

1) 長浜地区

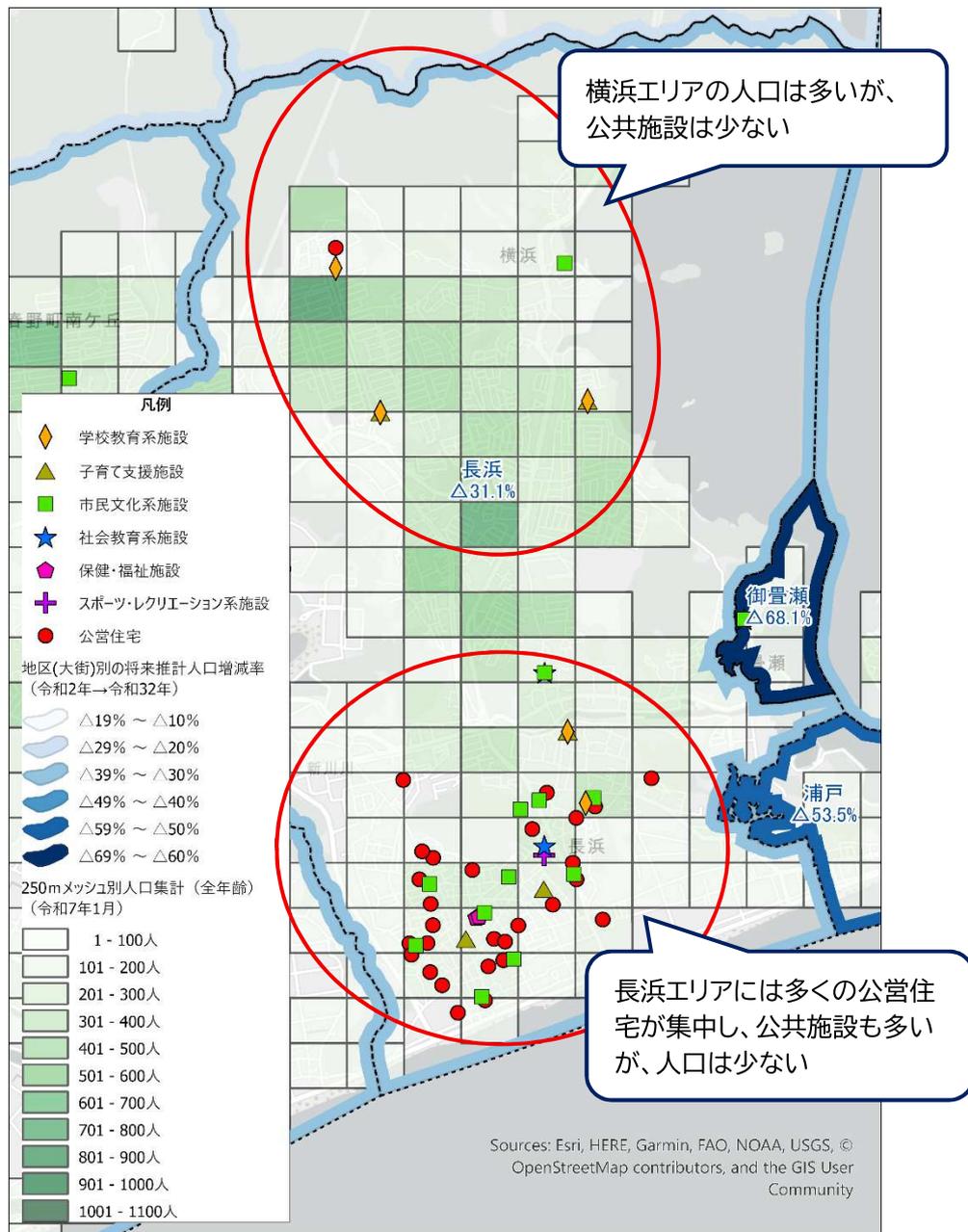


図2.7 長浜地区における施設配置分布

<長浜地区の施設分類別の分析>

- 公営住宅については市営住宅が 6 施設、改良住宅が 23 施設と、全大街区の中で最も施設数が多い。
- ふれあいセンターや公民館、市民会館など多くの市民文化系施設があり、市民文化系施設数も全大街区の中で 2 番目に多い。

2) 潮江地区

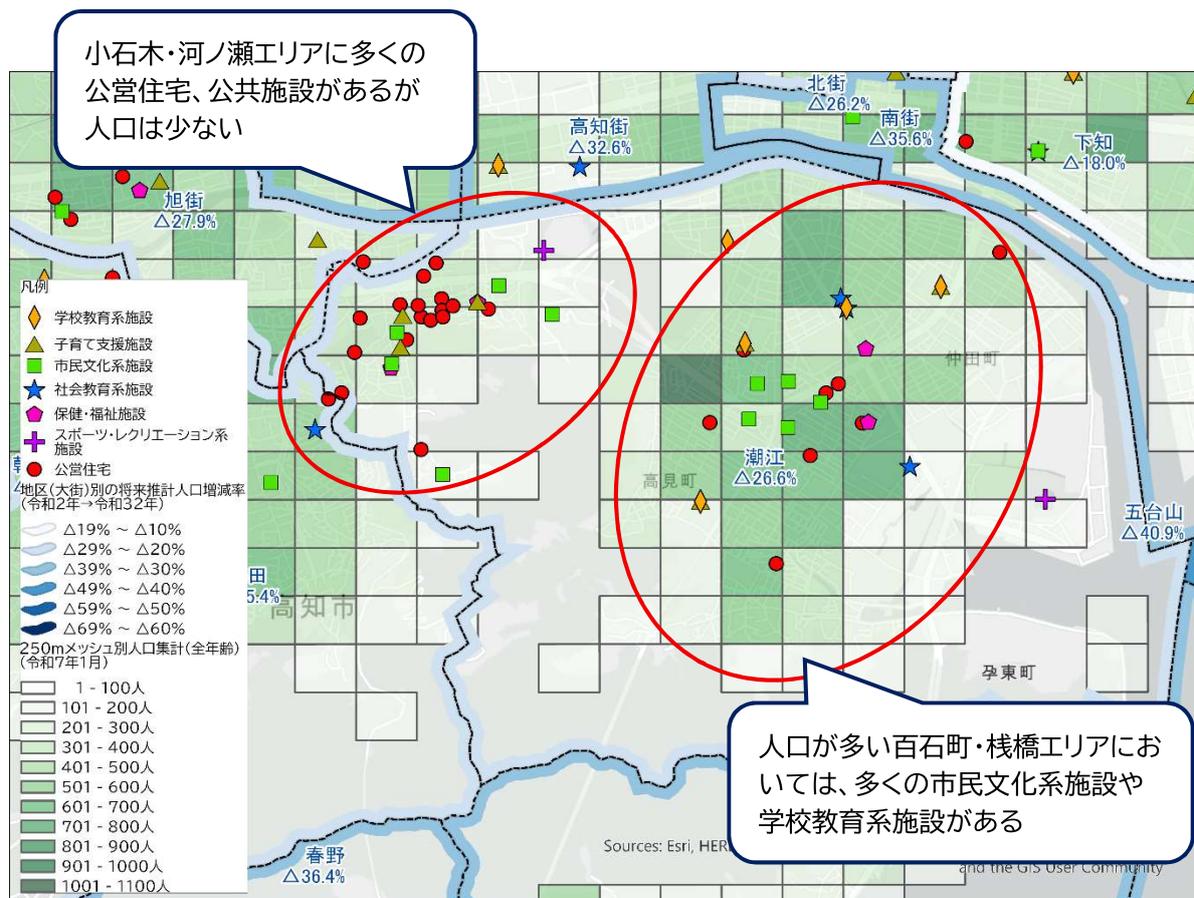


図2.8 潮江地区における施設配置分布

<潮江地区の施設分類別の分析>

- 市民会館が 2 施設、文化会館が 2 施設、公民館が 5 施設、集会施設が 2 施設あり、市民文化系施設が多い地区である。特に、公民館については百石町・棧橋エリアに多くの施設が集中している。
- 公営住宅は市営住宅が 6 施設、改良住宅が 15 施設、コミュニティ住宅が 3 施設ある。施設の多くは小石木・河ノ瀬エリアに配置されているが、百石町・棧橋エリアにも多くあり、潮江地区全体に満遍なく配置されている。
- スポーツ・レクリエーション施設として高知市総合運動場やわんぱーくうちがあり、他地区と比べると施設数が多い。

3) 朝倉・鴨田地区

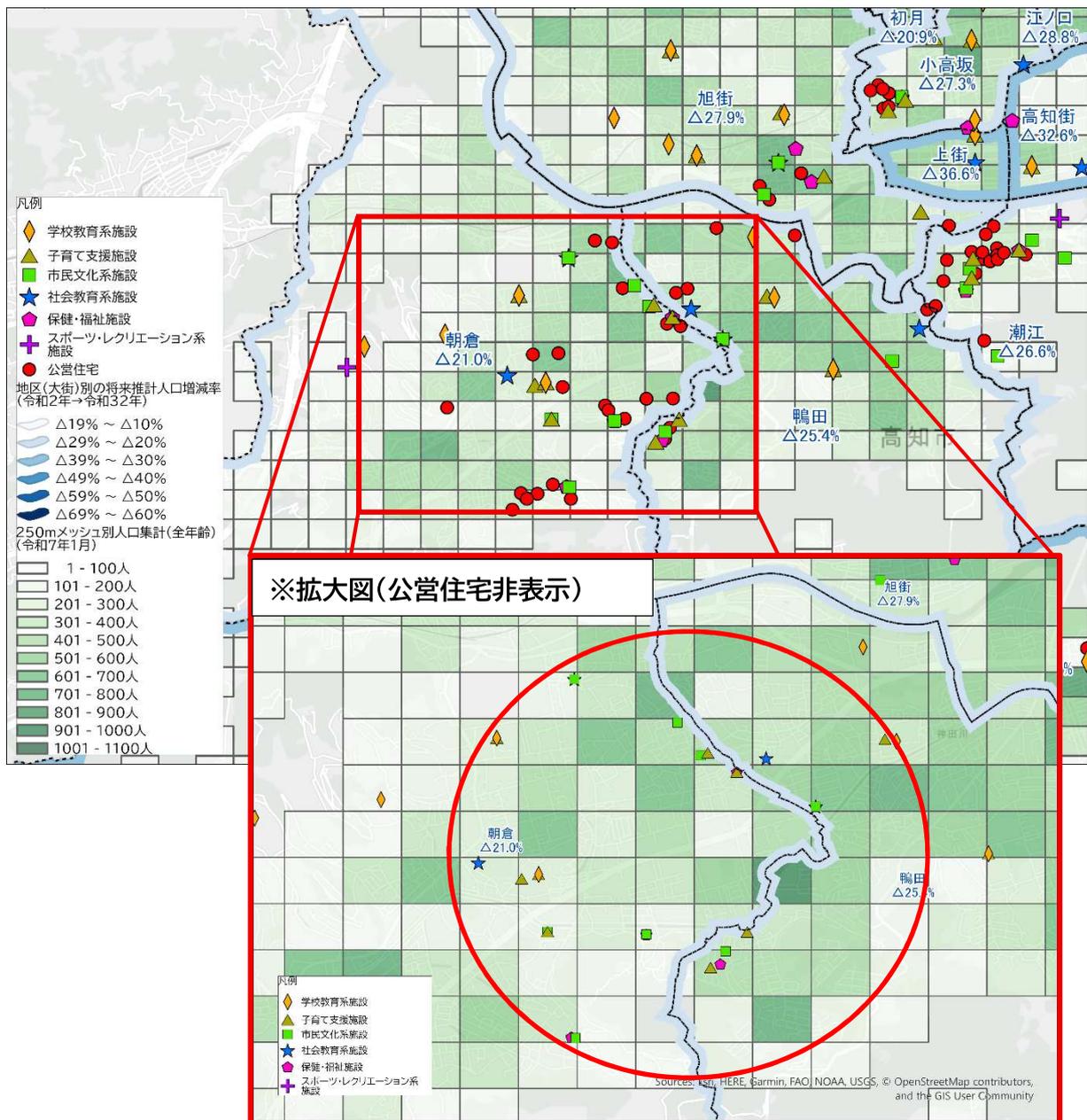


図2.9 朝倉・鴨田地区における施設配置分布

<朝倉地区・鴨田地区の施設分類別の分析>

- 朝倉地区の公共施設は地区の南部、特に国道56号線沿いに多く配置されており、鴨田地区との境界付近に多く分布している。
- 朝倉地区においては、市民文化系施設が点在しており、中でも市民会館は4施設あり、他地区と比べ施設数が多い。
- 朝倉地区と鴨田地区にまたがる約半径1kmの範囲内(図2.9下の拡大図)には、市民文化系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設が特に多く配置されている。

(2)実施サービス別の施設配置分布

1) 生涯学習サービス実施施設(ふれあいセンター、文化センター、文化会館等)【市中西部】

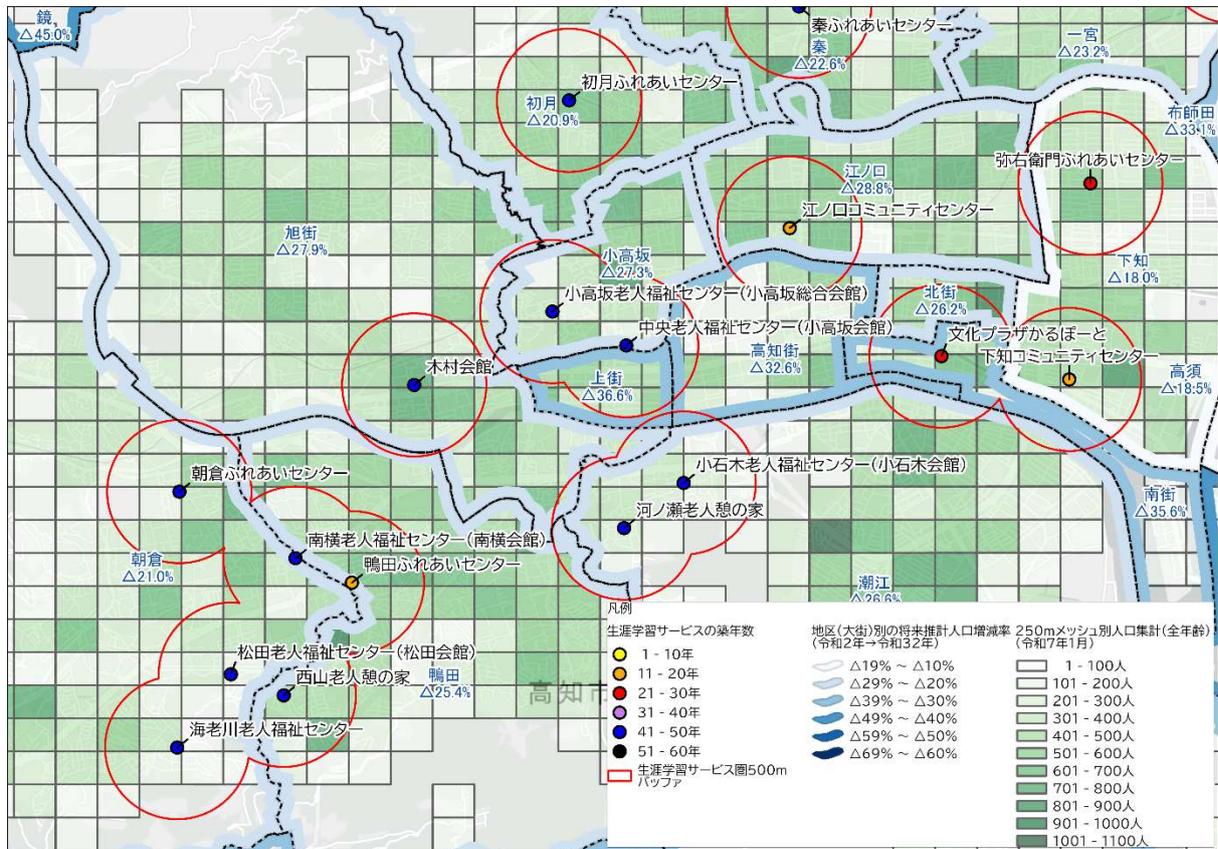


図2.10 市中西部における生涯学習サービス実施施設配置分布

<生涯学習サービス実施施設の分布分析>

- 当該サービス実施施設は、人口の多いエリアに配置されており、市中西部においては、概ね需要に応じた施設配置がされている。ただし、潮江地区においては、人口が集中しているエリアに当該サービスの実施拠点が無い。
- 施設を中心とした赤い円は、その施設から 500m圏内のバッファ(徒歩利用可能範囲)を示しており、バッファが重なっている箇所はサービス拠点が重複していると言える。特に朝倉と鴨田地区の境界付近、小高坂と潮江地区においては、多くの施設のバッファが重なっている。
- 上街、高知街、江ノ口、小高坂地区においては、将来推計人口減少率が $\Delta 27 \sim 30\%$ 後半と想定される。
- 多くの施設が築 40 年以上経過している。

2) 生涯学習サービス実施施設(ふれあいセンター、文化センター、文化会館等)【市中東部】

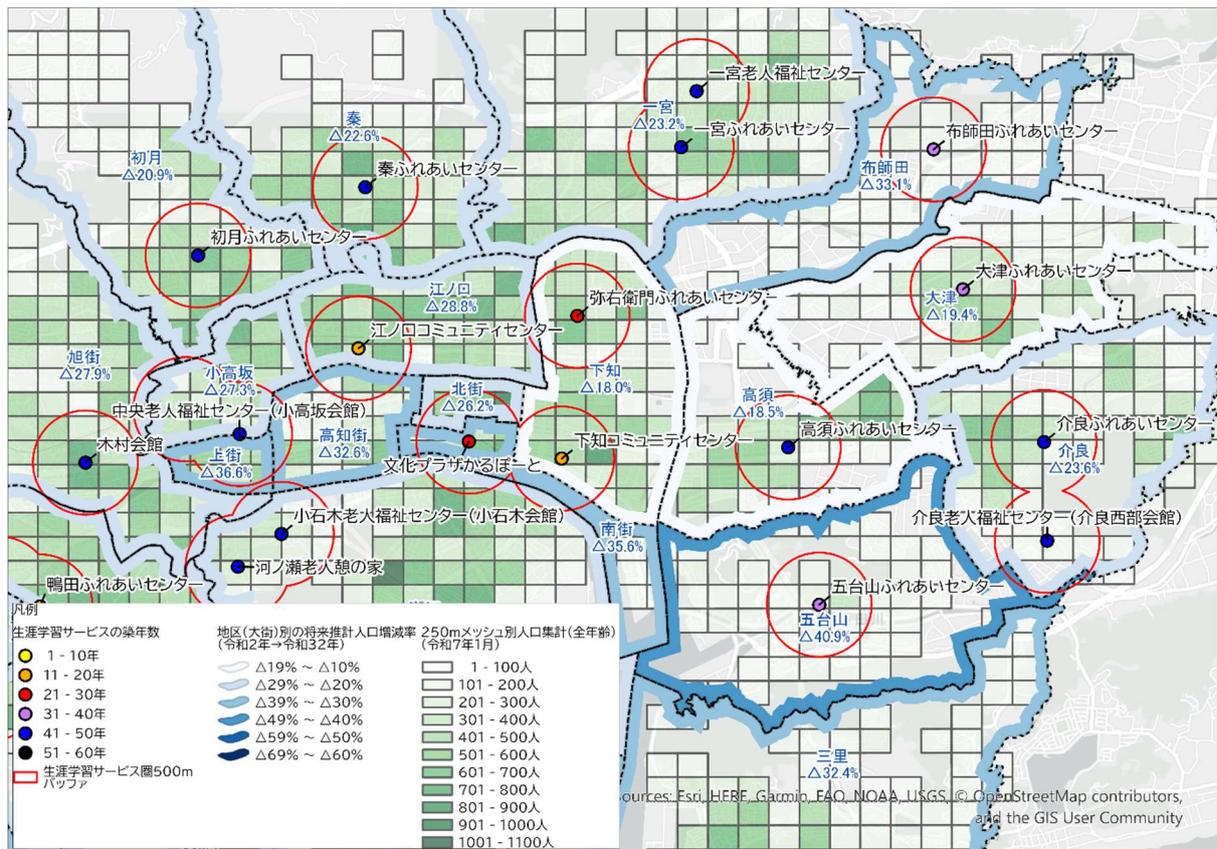


図2.11 市中東部における生涯学習サービス実施施設配置分布

<生涯学習サービス実施施設の分布分析>

- 当該サービス実施施設は、一部の地区を除き人口の多いエリアに配置されている。
- 一宮、介良、下知、南街地区においては 500m 圏内のバッファが重なっており、サービスが重複している。
- 下知、大津、高須、介良地区においては、将来推計人口減少率が $\Delta 20\%$ 前後と、他地区より比較的低いと想定される。一方で隣接する布師田と五台山地区においては、将来推計人口減少率が高く、特に五台山地区においては将来推計人口減少率が $\Delta 40\%$ を超えている。

3) 生涯学習サービス実施施設(ふれあいセンター、文化センター、文化会館等)【市南西部】

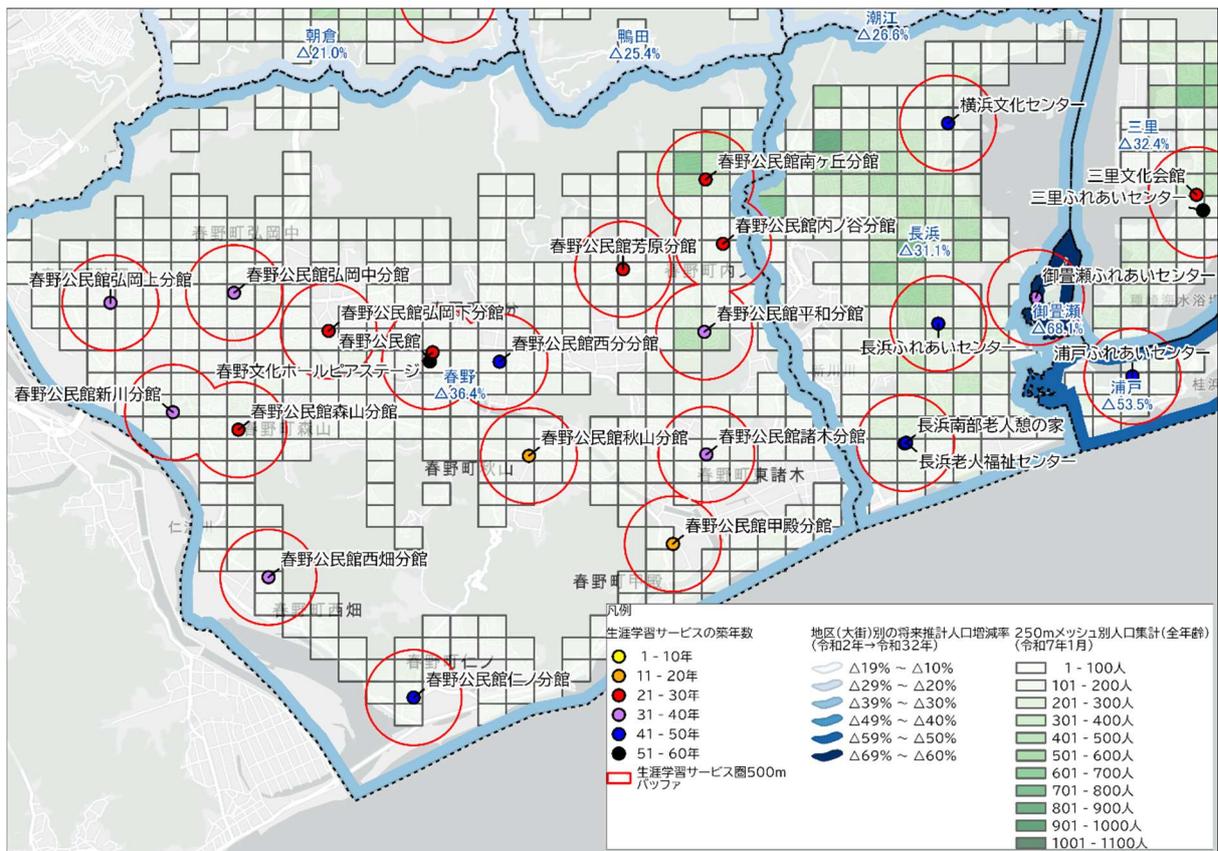


図2.12 市南西部における生涯学習サービス実施施設配置分布

<生涯学習サービス実施施設の分布分析>

- 春野地区においては、広範囲にわたり、小規模な公民館が多く配置されており、当該サービスを実施する施設が満遍なく配置されている。築年数が10~30年と比較的新しい施設が多いが、近隣地区と比較すると将来推計人口減少率は高い地区である。
- 長浜地区においては、人口が集中しているエリアに施設が配置されている。
- 長浜地区に隣接する御畳瀬と浦戸地区においては、人口が少ないエリアに施設が配置されており、将来推計人口減少率も△53%以上と非常に高い。
- 長浜、御畳瀬、浦戸地区においては、多くの当該サービス実施施設が築40年以上経過している。

4) 貸館・地域交流サービス実施施設(市民会館、ふれあいセンター、文化センター等)
【市中西部】

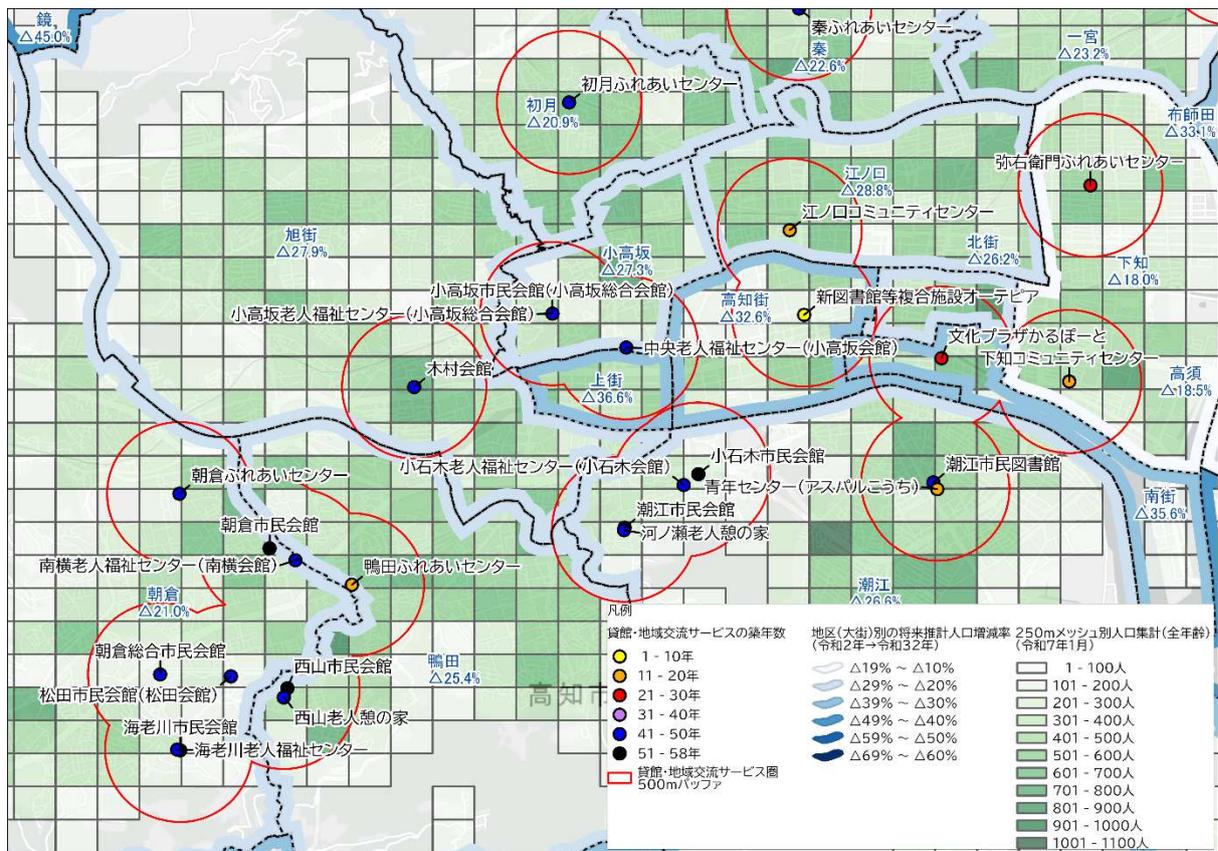


図2.13 市中西部における貸館・地域交流サービス実施施設配置分布

<貸館・地域交流サービス実施施設の分布傾向>

- 上街、小高坂、江ノ口、高知街地区においては、「新図書館等複合施設オーテピア」や「文化プラザかるぽーと」などの大規模な貸館・地域交流サービス実施施設がある。
- 市中西部においては、築50年以上経過した施設が多い。
- 朝倉、鴨田、潮江地区においては、地区の境界付近に当該サービス実施施設が多く配置され、500m圏内のバッファが重なっている箇所も多いことから、サービスの重複が顕著なエリアである。また、将来推計人口減少率が比較的低い。

5) 貸館・地域交流サービス実施施設(市民会館、ふれあいセンター、文化センター等)
【市中東部】

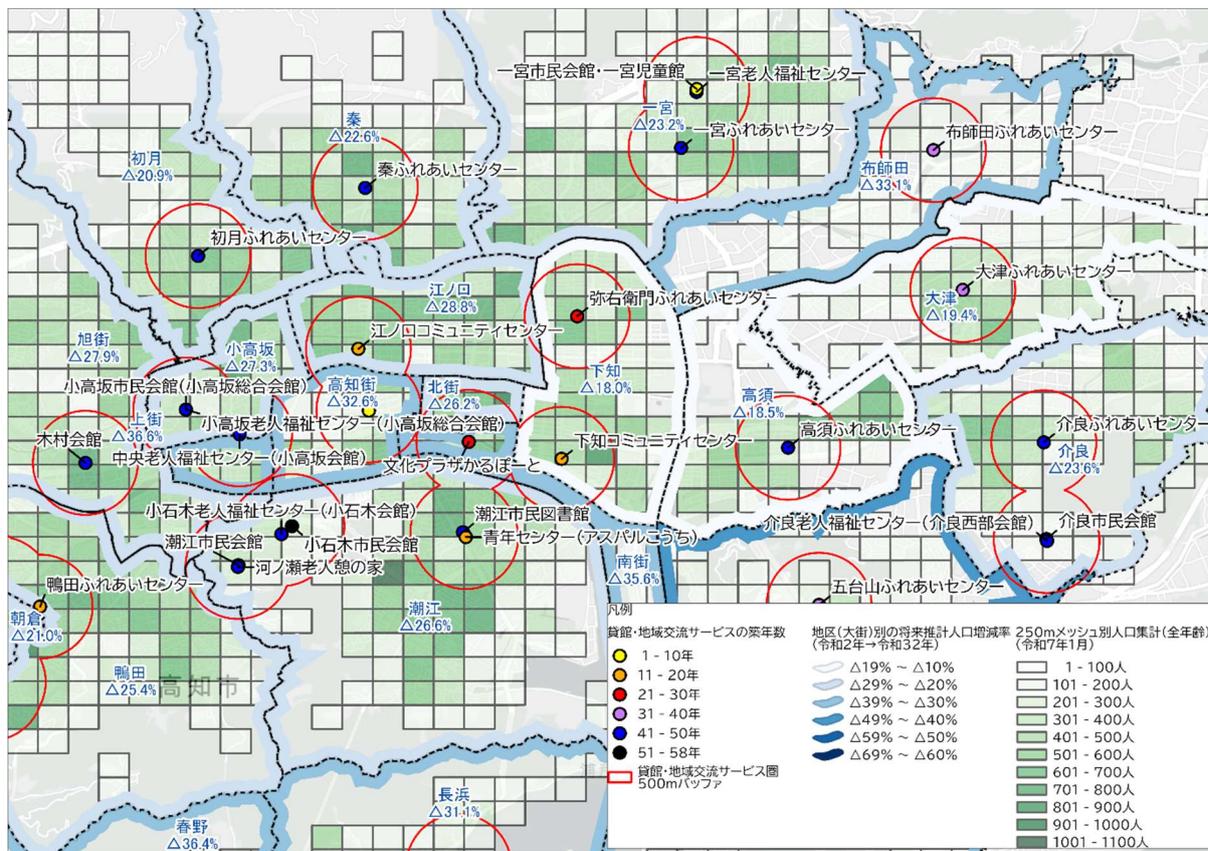


図2.14 市中東部における貸館・地域交流サービス実施施設配置分布

<貸館・地域交流サービス実施施設の分布傾向>

- 当該サービス実施施設は、人口が集中している箇所に多く配置されている。
- 一宮、布師田、大津、介良地区においては、当該サービス実施施設の距離が近い。
- 下知、高須、大津地区においては、将来推計人口減少率が△20%以下と比較的低い。一方で、五台山、布師田、南街地区などは将来推計人口減少率が比較的高い。

6) 貸館・地域交流サービス実施施設(市民会館、ふれあいセンター、文化センター等)
【市南西部】

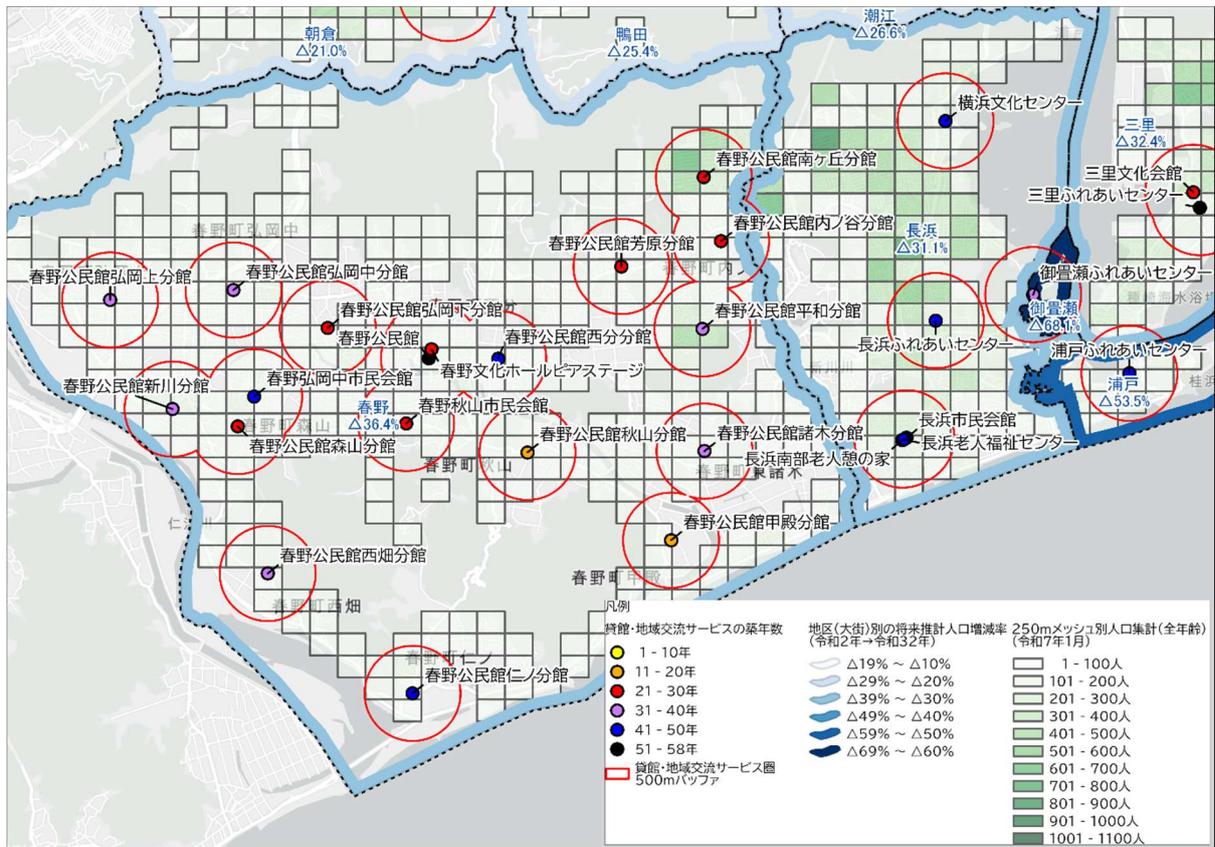


図2.15 市南西部における貸館・地域交流サービス実施施設配置分布

<貸館・地域交流サービス実施施設の分布傾向>

- 春野地区においては、当該サービス実施施設が数多くあり、施設間の距離が近い。
- 長浜地区においては、南部に当該サービス実施施設が多く配置されており、市民会館と老人福祉センターは距離が近い。長浜地区の人口分布は北部に集中している反面、当該サービス実施施設は南部に集中している。
- 御畳瀬と浦戸地区においては、当該サービス実施施設が各地区にあるが、将来推計人口減少率が△50%以上と高い。

2-6 公共建築物に係る費用及び将来費用

(1) 公共施設の収入及び支出

公共施設全体の収入(令和元年度～令和5年度平均)は、年間約 42 億 4,300 万円となっています。また、公共施設全体の支出(同上)は、年間約 165 億 6,600 万円であり、収入の約 3.9 倍となっています。

なお、公共施設の支出(平成 28 年度～平成 30 年度平均)は、年間約 147 億 8,300 万円から大幅に増加しており、財政への負担が大きくなっています。

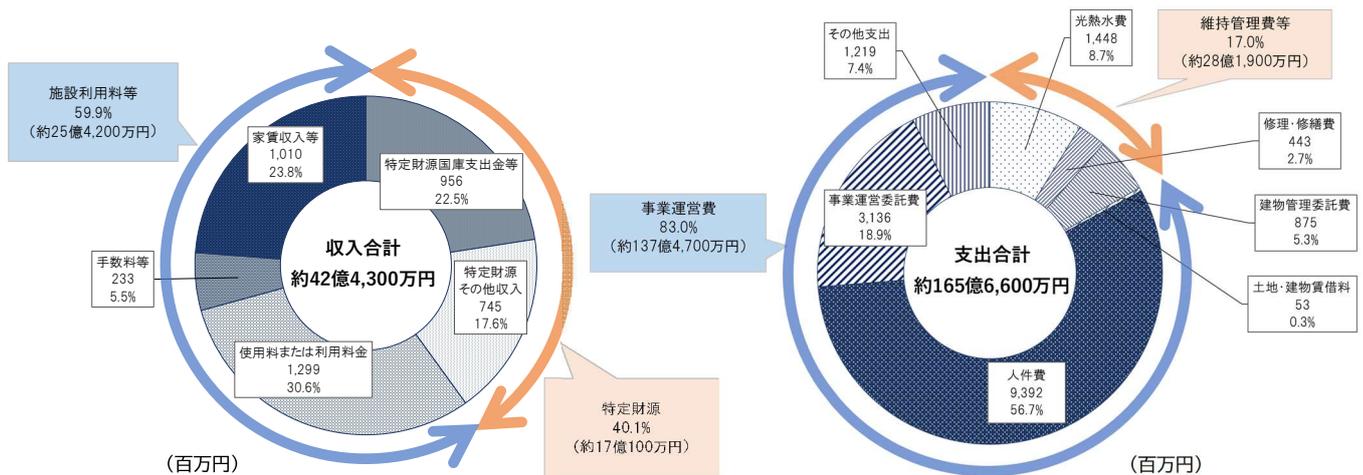


図2.16 公共施設の収入及び支出(令和元年度～令和5年度平均)

(2) 公共建築物に係る普通建設事業費*の推移

令和2年度から令和6年度における、公共建築物に係る普通建設事業費の推移は下表に示すとおりであり、この5年間の平均額は約 96 億 9,900 万円となっています。

表2-6 公共建築物に係る普通建設事業費の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年度平均
公共建築物に係る普通建設事業費(億円)	98.26	86.22	107.65	119.61	73.20	96.99

(3) 公共建築物の将来費用(今後 30 年)

1) 長寿命化対策を行わず、そのまま更新した場合

全ての建築物を現行の規模(延床面積)で、耐用年数*経過時に同規模で建替え、そのまま保有し続けた場合の今後 30 年間の修繕・更新(建築)・更新(設備)・建替えに係る将来費用を試算した結果、30 年間の総費用は約 6,427 億 7,400 万円、1年当たりの平均費用は約 214 億 2,600 万円となりました。

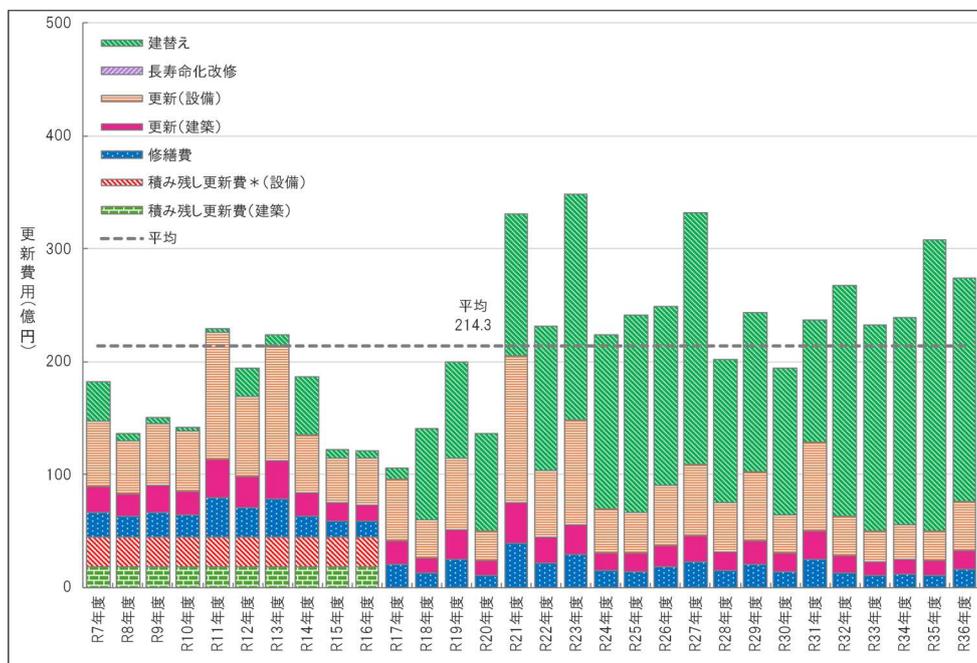


図2.17 長寿命化等の対策を行わずそのまま更新した場合の将来費用の推移

2) 長寿命化等の対策を実施した場合

施設規模(延床面積)はそのまま長寿命化等の対策を実施した場合の将来費用を試算した結果、今後 30 年間の総費用は約 5,502 億 5,800 万円、1年当たりの平均費用は約 183 億 4,200 万円となり、長寿命化等の対策により 30 年間で約 925 億円の費用が削減されます。

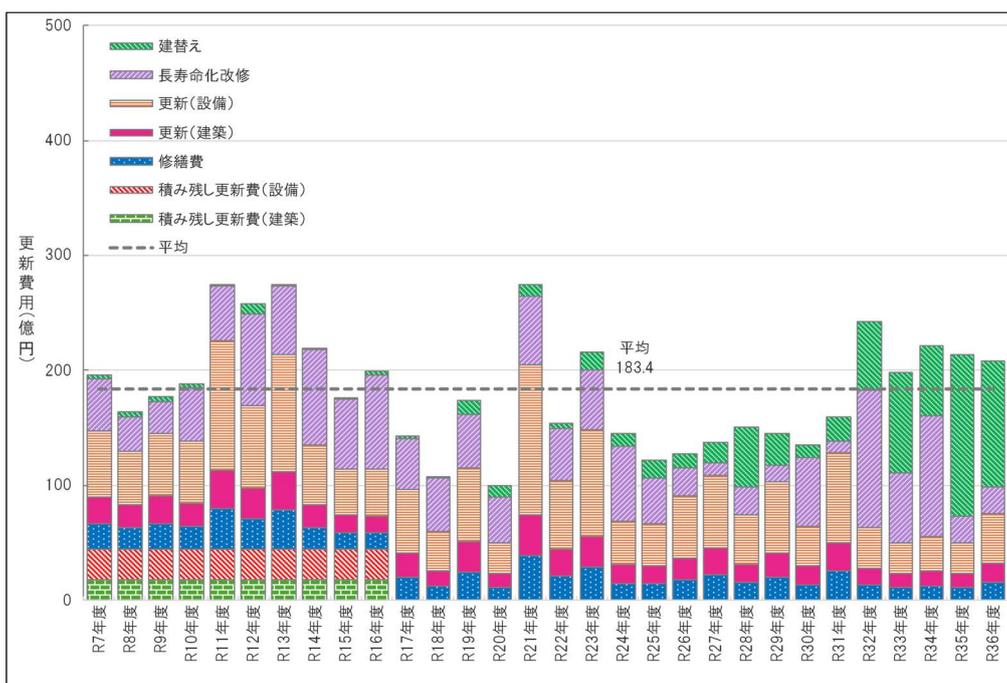


図2.18 長寿命化等の対策を実施した場合の将来費用の推移

2-7 これまでの公共施設マネジメントの推進における取組実績

本市では、これまでも国の「インフラ長寿命化基本計画」等の指針に基づき、公共施設の長寿命化等に係る計画の策定や、公共施設マネジメント基本計画に基づく取組を進めてきました。

表2-7 公共施設の長寿命化等に係る国の指針等と本市の計画等策定状況

分類	国の指針等	本市の計画等策定状況
全体	○インフラ長寿命化基本計画 (平成 25 年 11 月 29 日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) ○インフラ長寿命化計画(行動計画) (平成 26 年 5 月 21 日、国土交通省)	○公共施設マネジメント基本方針 (平成 25 年度策定) ○公共施設等総合管理計画 (平成 27 年度策定、令和3年度改訂)
公共建築物	—	○公共施設マネジメント基本計画(平成 27 年度策定、令和3年度改訂) ○公共施設再配置計画(平成 29 年度策定、令和5年度修正) ○公共施設長期保全計画(平成 30 年度策定) ○個別施設保全計画(令和2年度策定)
消防署	—	○消防署所再編計画 2015(平成 26 年度策定)
学校	○学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成 27 年 4 月、文部科学省) ○学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月、文部科学省)	○学校施設長寿命化計画(令和2年度策定)
公営住宅	○公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)(平成 28 年 8 月、国土交通省)	○公営住宅及び改良住宅ストック総合活用計画(平成 21 年度策定) ○公営住宅等長寿命化計画(平成 29 年度策定) ○第二期高知市営住宅再編計画(令和 5 年度策定)

表2-8 これまでの主な取組実績

<p style="text-align: center;">管理の最適化</p> <p>① 施設管理者の知識・能力の向上 (公共施設自主点検マニュアル作成、自主点検の実施促進)</p> <p>② 公共施設に関する現状の整理・分析 (公共施設白書・公共施設カルテ*の作成)</p> <p>③ 適切な修繕の実施 (技術職員による定期点検の実施、修繕一括査定*の実施)</p> <p>④ 長寿命化によるトータルコスト縮減 (個別施設保全計画の策定)</p> <p>⑤ 市民や団体、民間企業等との協働や連携による効率化 (サウンディング型市場調査*の実施)</p> <p>⑥ 省エネルギー化の推進 (公共施設の LED 化、市有施設包括エネルギー管理標準に基づく行動の啓発)</p>	<p style="text-align: center;">機能の最適化</p> <p>① 現在の社会的要求にあった機能拡充 (施設改修におけるユニバーサルデザイン*化等)</p> <p>② 環境負荷の低減 (清掃工場の余剰電力を活用した電力間接供給) (太陽光発電の導入) 春野庁舎、クリーンセンター、本庁舎給食センターなど</p> <p>③ 災害対策 (災害に備える機能の確保、施設の耐震化など)</p> <p>④ 他自治体との連携強化 (県市合築によるオーテピアの運営)</p>
<p style="text-align: center;">総量の最適化</p> <p>① 複合化*・統廃合*による保有量の削減 (一宮市民会館他の整備、旭福祉センターの廃止等)</p>	<p style="text-align: center;">その他</p> <p>① ネーミングライツ*の取組</p> <p>② 遊休資産*の売却・貸付け等による収入増</p>

2-8 公共施設マネジメントの推進における課題

本市の現状分析を踏まえ、以下のような課題が確認できました。

① 保有量が多く、老朽化している

人口が減少していくにも関わらず、老朽化した公共施設の保有量が多いことから、将来に向けて公共施設のあり方を早期に検討し、保有量の削減に努めなければなりません。

② 将来の財政負担の軽減

人口減少が進む中、限られた財源を利用して、将来にわたって安全・安心な公共施設を提供していくために、整備や管理における工夫が必要になります。

③ 公共施設の適正配置

地区別、サービス内容別で検証すると、公共施設の偏在が見られ、適正な配置を検討する必要があります。

④ サービスのアップデート*

公共施設で実施するサービスの内容について、社会情勢や市民ニーズを反映し、見直しを行っていく必要があります。

⑤ 施設の利活用

老朽化や市民ニーズ等の変化により役割を終えた施設を含めて、施設を経営資産と捉えた積極的な利活用が必要となります。

なお、改訂前の計画は、将来目標として「総量の最適化」に向けた延床面積の削減率等を掲げていたものの、目標達成に向けての具体的な対応を定めた「公共施設再配置計画」における対象施設が10年以内に耐用年数を迎える施設のみであることなど、将来目標達成までの過程が見えづらく、進捗管理が十分でなかったことも課題です。

第3章 課題の解決に向けた取組方針

3-1 高知市の将来における公共施設のあり方・理想像

令和36年度末(2054年度末)時点において目指す
高知市の公共施設のすがた

- (ア) 市民が全ての公共施設を安全・安心に利用できている
- (イ) 市民の利用状況や社会的要求に合わせた機能を備えた公共施設となっている
- (ウ) 維持管理による財政負担が適正である
- (エ) 実施サービスが重複する公共施設は、市民の理解を得て複合化*し、世代を超えて親しまれるものとなっている
- (オ) 複合化が難しい公共施設については、適正な配置、規模となっている(市営住宅、学校、保育所等)
- (カ) 公共施設を利活用した歳入確保策が確立している

3-2 取組方針

本市が公共施設マネジメント*を推進する上での取組方針を、公共施設マネジメント基本方針（平成 26 年3月策定）で定めた「管理の最適化」、「機能の最適化」、「総量の最適化」に加え、「施設の利活用」を含めた4項目で体系化します。

表3-1 取組項目及び取組の概要

	取組項目	取組の概要	理想像との整合
管理の最適化	(1)適切な施設点検の実施による安全確保	法定点検の実施	(ア)
		「公共施設自主点検マニュアル」に基づく自主点検の実施促進	(ア)
	(2)適切な修繕*の実施	「修繕一括査定*」による財源の有効活用	(ア) (ウ)
		緊急修繕必要時に備えた「公共施設マネジメント基金」の運用	(ア) (ウ)
	(3)民間活力の活用	民間活力を活用した PPP/PFI*、包括管理委託*等、新たな維持管理方法の導入	(ア)
	(4)ライフサイクルコスト*の抑制	デザイン性が高いなど、将来の維持管理コスト増に繋がる建設・整備の抑制	(ア) (ウ)
		建物の老朽度等に応じた適切な再整備手法(長寿命化)の検討	(ウ)
延床面積 100 ㎡未満の建物の建替え時において、リース・レンタル等との比較検討を行う		(ウ)	
機能の最適化	(5)実施サービスの現状確認とサービス内容のアップデート*の検討	施設における実施サービスの状況や社会的要求を定期的に確認するとともに、必要に応じて条例の見直し等を検討する	(イ)
	(6)環境に配慮した施設の運用	「市有施設包括的エネルギー管理標準」(令和4年8月策定)に基づく省エネルギーの推進	(イ) (ウ)
		本市施設における清掃工場の余剰電力の有効活用	(ウ)
	(7)災害への備え	南海トラフ地震等の大規模災害時における行政機能や防災拠点としての機能を確保する	(イ)
(8)バリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化、環境への配慮	建物の新設、改修*に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した整備を行う	(ア) (イ)	
総量の最適化	(9)実施サービス分析に基づく複合化の実施	取組(5)によって把握したサービスの現状を踏まえ、重複サービスを行う施設の複合化を検討し、実施する	(ア) (エ)
	(10)同分類施設の統廃合*の実施	地区別分析、人口動態分析等に基づく配置、規模の適正化検討による統廃合を検討し、実施する	(ア) (オ)
	(11)施設ごとのサービス分析による保有量見直し	将来の利用者数、稼働率等の想定に基づき、必要なサービスを想定し、機能や保有量の見直しを行う	(イ) (オ)

	取組項目	取組の概要	理想像との整合
	(12)効果的な広報	複合化、統廃合等を進める上で、利用者、周辺住民への十分な説明を行うための広報に努める	(工) (オ)
施設の 利活用	(13)ネーミングライツ*の導入、運用	施設のアピールポイントを的確に伝え、ネーミングライツパートナー*の確保に努める	(カ)
	(14)遊休資産*の利活用	行政目的での使用を終えた土地や建物について、「遊休資産(土地・建物)利活用の手引き」(本計画資料編に添付)に基づき積極的な利活用を行う	(カ)

○推進体制

公共施設マネジメントに関する全ての事務局は財産政策課で行い、公共施設マネジメントに関連する情報の庁内共有を図っていきます。

施設の複合化の必要性等については、各施設に係るアクションプラン*の内容、建物の老朽度や配置状況から財産政策課で問題提起を行い、整備方針や基本構想等具体策の検討は複合化後の主体施設の所管課が行います。

方針決定は公共施設マネジメント推進本部で行いますが、必要に応じて、関係所属長で組織する専門部会でも検討することとします。

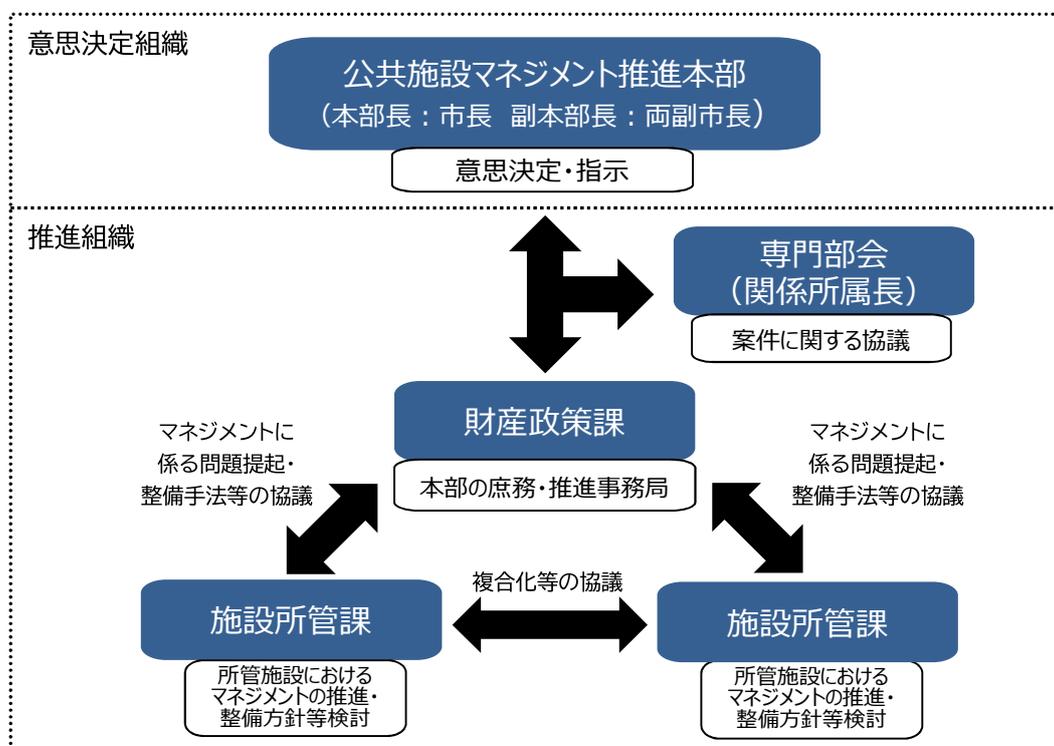


図3.1 公共施設マネジメント推進体制のイメージ

3-3 施設分類別の取組方針

公共施設マネジメントの推進においては、施設で実施しているサービスの内容に着目し、サービスの将来の見通しを踏まえた取組が必要となります。主要な施設分類別のサービスの将来傾向を踏まえた取組方針を以下に示します。(令和7年9月現在)

表3-2 施設分類別の取組方針(1/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
庁舎・倉庫	公務の適正かつ円滑な執行	人口減少や DX 推進*による窓口業務の簡素化・効率化等により来庁者数等の減少が見込まれるが、DX 推進の進行度によってその減少幅は左右される。	現状維持	すでに建替えを行った本庁舎等各庁舎については、各庁舎の機能、規模を維持する。 今後建替え等が必要な庁舎等については、必要な規模等について慎重に検討を行う。
	公務に必要な文書・備品等の保管	紙保存文書のデータ化等が進行すれば減少が見込まれるが、保存文書及び備品の保管量は現状維持若しくは増加傾向にある。		倉庫についても原則現状の機能、規模を維持するが、保管物品等の管理に務め、施設の追加、拡大の必要がないよう調整する。
消防関連施設	市民の火災からの保護、水災又は地震等の災害を防止、被害の軽減、災害等による傷病者の搬送	消防・救急に対する要望は今後も引き続き持続すると考えられるとともに、南海トラフ地震対策においても、サービス体制の維持が求められる。	現状維持	現在の消防署所については規模等を維持するが、老朽化が進む一部の建物については建替え等が必要となる。 また、消防分団については、建物の老朽度に応じて建替え等を検討していく。
児童館・集会所	子ども会活動	子ども会活動に参加する児童生徒数が減少することは予想されるが、子ども会活動の意義・目的(部落差別をはじめとする人権教育・啓発)に照らすと、各地区に所在する児童館で人権学習を行うことが重要である。	複合化* 検討	子ども会の活動場所として、同じ地区に存在する市民会館を活用することについて検討する余地がある。
保育所、小規模保育施設	保育所(保育を必要とする乳児・幼児の保育サービス) 小規模保育施設(山間地その他の地域における、必要な保育の確保)	市内の未就学児童数は約2割減少し、それに伴う利用児童数の減少が見込まれる。 令和8年から開始する乳児等通園支援事業により、利用対象児童は拡大するが、大きな需要拡大は見通せない。保育需要の地域偏在が見られるため、利用児童数が減少する地域では、統廃合や多機能化の検討を進める必要がある。	統廃合 検討	保育需要に地域偏在が見られ、園によっては合同保育等により余剰保育室も発生する可能性がある。利用児童が少なくなった園は集団保育の可否、老朽化した施設については建替え等の判断により、多機能化・統廃合を検討する。 地域偏在が見られる保育需要を大街毎に分析し、民営施設の経営の方向性や公立保育所の役割分担等も考慮して、公立保育施設の適正配置を検討する。

表3-3 施設分類別の取組方針(2/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
市民会館	各種相談事業	市民会館(隣保館)開設当初は人権に関する相談等も多数あったが、近年人権相談は減っている。 地域住民の高齢化等に伴い、現在は生活相談が中心となっており、10年後も同様に生活相談が中心になってくると思われる。 市民会館で相談が出来ることの周知や、そのためのアウトリーチ*を進めるべきだが、体制面に課題がある。	規模縮小傾向	公共施設マネジメント基本計画の方向性に基づき、市民会館近隣にある公共施設との複合化等も含めて適正規模を検討する必要がある。
	デイサービス事業	デイサービス事業については、新型コロナウイルスが流行した時期を除けば、一貫して利用者を維持している。 地域住民にも好評であり、介護予防や引きこもりの防止、他者との触れ合う機会として今後も継続していく見込みである。	現状維持	
	地域交流事業	地域交流促進事業の中心である識字学級については、受講生の高齢化が既に顕著である(受講生の平均年齢が70歳を超えている)。一方で、今後は外国人向けに対して識字学級を実施する等の可能性も考えられる。 識字学級以外の成人学級等についても、令和7年度の事務事業見直しにより規模を削減する見込みであることから、将来的には縮小される見込みである。	規模縮小傾向	
	啓発・広報活動事業	各市民会館では毎月又は年に数回、所管する地域で地域内の広報誌として館だよりの配布を実施している。 市民会館の事業案内や、地域でのイベント(祭りや清掃活動や公営住宅の案内等)は、どの館でも必要とされており、今後も継続されるべき事業である。しかしながら、近隣住民の高齢化や人口減少が著しい地域もある。	複合化検討	
	貸館事業	貸館については、高齢者支援課のなごやか宅老事業や教育委員会のチャレンジ塾等の他課の事業の貸館だけでなく、地域住民の方々が卓球等での利用をしている。 近年は地区外の方がスポーツ等のクラブ活動のために利用することが増えてきている。今後も利用者は地域内より地域外の利用が増加する見込みである。	複合化検討	

表3-4 施設分類別の取組方針(3/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
市営住宅 (公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅)	住宅困窮者への低廉な賃貸住宅の提供による生活安定と社会福祉増進等	需要量は全体としては減少するが、単身高齢者世帯のニーズはほぼ横ばいと想定される。 中央・西部地域では団地の立地条件等から一定のニーズが保たれると予測されるが、南部・東部地域(特に津波浸水想定区域)では減少が想定される。	統廃合 検討	高知市営住宅再編計画第二期計画では、六泉寺町市営住宅等再編事業及び募集停止住宅の用途廃止・除却により、令和14年度末までに市営住宅全体(公営・改良・コミ住等)の管理戸数を4,318戸まで縮減することを目標としている。令和15年からの第三期計画では、需要推計に基づき更なる戸数の縮減に取り組む。
市立小・中・特別支援学校	児童生徒の校内の安全・安心を守る	令和6年に高知市で生まれた1,672人の子どもが小学校6年生になる令和18年度には、令和7年度時点で503学級ある小学校の普通学級が360学級まで約28.4%減少し、中学校においては、167学級が122学級まで約26.9%減少する見込みである。 一方で、特別支援学級については、平成17年度には小学校で105学級、中学校で42学級であったところ、令和7年度には小学校176学級、中学校71学級と年々増加していることに加えて、障害の重度・重複の程度等が多様化する児童生徒に対し、より個々に応じた教育環境を提供することが必要となっている。	規模縮小 傾向	人口減少により、空き教室は今後増加していくと見込まれるため、棟の集約や解体等を見据えた校舎の長寿命化について、庁内の「高知市立学校施設整備検討委員会」で、令和7年度末を目標に棟ごとの将来の方向性を決定する予定であり、建替えの際はダウンサイジング*を検討していく。
老人憩の家	老人に対し、教養の向上のための場を与え、老人の心身の健康の増進を図る	人口減少と高齢化率の上昇を加味すると、高齢者人口の減少は見込めない。複合化して広く市民が利用できる施設で高齢者講座を行うことや、市民講座と統合して高齢者に利用料減免する等、事業集約も検討すべきである。	複合化 検討	老人憩の家・老人福祉センターで実施している事業の適宜見直しを図る。その上で、施設複合化の際に必要な要件や施設自体の要不要についても検討を行う。
老人福祉センター	老人に対し、レクリエーション等のための場を与え、老人の心身の健康の増進を図る			

表3-5 施設分類別の取組方針(4/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
スポーツ施設	市民へのスポーツ、レクリエーション及び健康増進	<p>出生数の減少に伴い、スポーツ少年団や小中学校における競技スポーツ利用は減少が見込まれるが、市が管理する総合運動場等のスポーツ施設では、市民利用に加え、県大会から全国規模までの競技大会開催の機会を確保することを最優先に検討していく必要がある。</p> <p>一方、スポーツ実施率の高い70代を中心とした高齢層(60~79歳)は増加。レクリエーションや健康増進など、様々な目的に対応できる生涯スポーツ施設のニーズは高まると考えられる。</p> <p>県と市、さらには周辺市町で役割分担を行いながら、市民の「する・みる・支える」スポーツの機会の確保に努める。</p> <p>今まで以上に地域の身近なスポーツ施設である学校体育施設の有効活用が求められるとともに、総合運動場や東部総合運動場のような大規模競技施設は、維持管理・運営コスト・利用率も精査しながら集約化の検討を行う必要がある。</p>	統廃合検討	<p>第5次高知市スポーツ推進計画では、さまざまな世代がライフスタイルに応じて気軽にスポーツを楽しむことができる「場所」の充実は重要なことと考えている。</p> <p>将来的に維持するためにも、現時点で利用がない施設や稼働率が少ない施設は、改修規模の見直しや廃止・縮小等の検討、また、検討を進める際には、春野総合運動公園や新たに整備される県民体育館などの県立施設等を含む大規模スポーツ施設との、競技毎の利用率や、公共交通を含めたアクセス面も含めた適正配置を検討していく。</p> <p>日常的な生涯スポーツ施設は、各小中学校区レベルで、身近なスポーツ施設としての学校施設の重要性が高くなるとともに、その他の公共施設(公民館や公園等)も合わせた地域コミュニティの核や地域活性化への影響も踏まえ部局横断的な配置の検討が必要。</p>

表3-6 施設分類別の取組方針(5/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
ふれあいセンター	地域のコミュニティ活動の推進	高齢化は進行していくが、利用者の多くは高齢者であり、地域のコミュニティ施設として安定したニーズがある。 各種地域団体の活動拠点として活用されており、コミュニティ活動の推進を図る上でサービスの継続は必要。	複合化検討	人口減少や住民ニーズの多様化を踏まえ、周辺施設との機能統合や複合化を検討し、適正配置を行う。
	生涯学習活動の推進(公民館機能)	高齢化社会に伴う健康維持・介護予防への関心が高まっていくことから、「生涯学習」「健康づくり」「交流促進」など多様なプログラムへの需要は今後も継続して増加すると予測され、住民一人ひとりが生涯にわたり学び続ける環境づくりは、地域全体の持続的発展にも資するものであり、その重要性は今後も変わらないため、サービス継続は必要。		
	防災及び減災に関する活動の推進	自主防災組織連合会の総会や定例会、講習会などで使用している他、防災士会主催の定例会の開催など、地域における「共助」の活動の場を提供することは、本市の防災力向上のために必要。		
	市民相互の交流の促進	地域の課題が複雑・多様化する中で、地域住民がお互いに助け合い、支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる高知市型共生社会の実現を目指し、住民同士が相互に交流できる環境を整える必要がある。		
	市民文化の向上(公民館機能)	文化、芸術の鑑賞方法は多様化(ネット配信等)しており、魅力的な文化・芸術事業の開催やアーティストや芸術家との交流を含めたりアルな文化・芸術体験を提供することは、市民文化の向上のために必要。		
	社会教育の振興(公民館機能)	住民一人ひとりが生涯にわたり学び続ける環境づくりは、地域全体の持続的発展にも資するものであり、その重要性は今後も変わらない。		

表3-7 施設分類別の取組方針(6/6)

施設分類	実施サービス	実施サービスの将来見通し(10年後)	サービスの将来傾向	施設の将来見通し
文化センター・文化会館等	住民の教養の向上、健康の増進、情操*の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進	<p>教養や健康志向の傾向は今後も継続すると考えられ(令和6年度生涯学習事業に関する住民意識調査(れんけいこうち広域都市圏*)より)、一定のニーズは維持される。</p> <p>65歳以上の人口比率は令和47年まで増加し続ける(内閣府推計)こと、健康寿命の延伸などからも、健康や文化教養に対するニーズは維持される。</p>	現状維持	<p>公共施設マネジメント基本計画の方向性に基づき、近隣に位置する公共施設との複合化等も含めて適正規模を検討する必要がある。</p>
	市民の文化、芸術及びスポーツの振興	<p>文化、芸術の鑑賞方法は多様化(ネット配信等)しており、魅力的な文化・芸術事業の開催やアーティスト・芸術家との交流を含めたリアルな文化・芸術体験を提供するなど「文化施設が施設としてある必然性」を見出し、PRしていく必要がある。</p>		
	コミュニティの場の提供	<p>財政が逼迫する中で、住民自治の役割は益々重要となり、そのためにコミュニティの場は必要であり続ける。しかし、本市においては複数部局で類似の目的・利用形態を有する施設が多数存在しており、立地や利用特性等を考慮の上で、集約化等についての検討は必要と考える。</p>	複合化検討	
	市民による文化・芸術活動及び生涯にわたる学習活動の展開並びに市民文化の振興	<p>社会の変化に対応しながら、市民それぞれの学びを人生と社会に活かす「生涯学習」の重要性とニーズは今後も維持されると考える。ただし、学びの形態はICTの進歩等により、必ずしも施設が必要ない場合や対象者も一定数あることから、「生涯学習施設としての必然性や魅力」が何なのかを考える必要性を感じている。</p>		
	中山間地域における社会教育及び市民文化の振興並びに健康の増進、福祉の向上	<p>過疎化が進行する中山間地域においても、社会教育や中山間地域独自の文化振興・伝統継承は必要であり、むしろ市街地以上にコミュニティの場としてのニーズは高いと考えるが、必要な住民サービスは維持しながらも、人口規模に応じた施設の集約化等についての検討は必要と考える。</p>	統廃合検討	
高知市文化プラザ・中央公民館	「文化センター・文化会館等」と同様	「文化センター・文化会館等」と同様	運営方法見直し検討	<p>公共施設マネジメント基本計画の方向性に基づき、近隣にある公共施設との複合化等も含めて適正規模を検討する必要がある。</p> <p>施設の維持管理は、効果やトータルコストの観点から、指定管理者制度の見直し等も含めた検討は必要。</p>

3-4 将来負担の軽減に向けて

第2章「2-6 公共建築物に係る費用及び将来費用」において、全ての施設について長寿命化を行った場合の将来費用(本計画策定後から30年間)の試算を行いました。現在の保有量のまま長寿命化を行った場合、長寿命化を行わない場合と比較して30年間で約925億円の費用が削減される想定となりました。

しかしながら、第2章「2-3 公共建築物の老朽化状況」で示したとおり、昭和50年代から昭和60年代にかけて集中して公共建築物を建築した本市においては、仮に保有量を維持したまま全ての施設を長寿命化した場合、計画期間以降に耐用年数*(80年)が到来し、莫大な施設の建替え費用が必要となります。

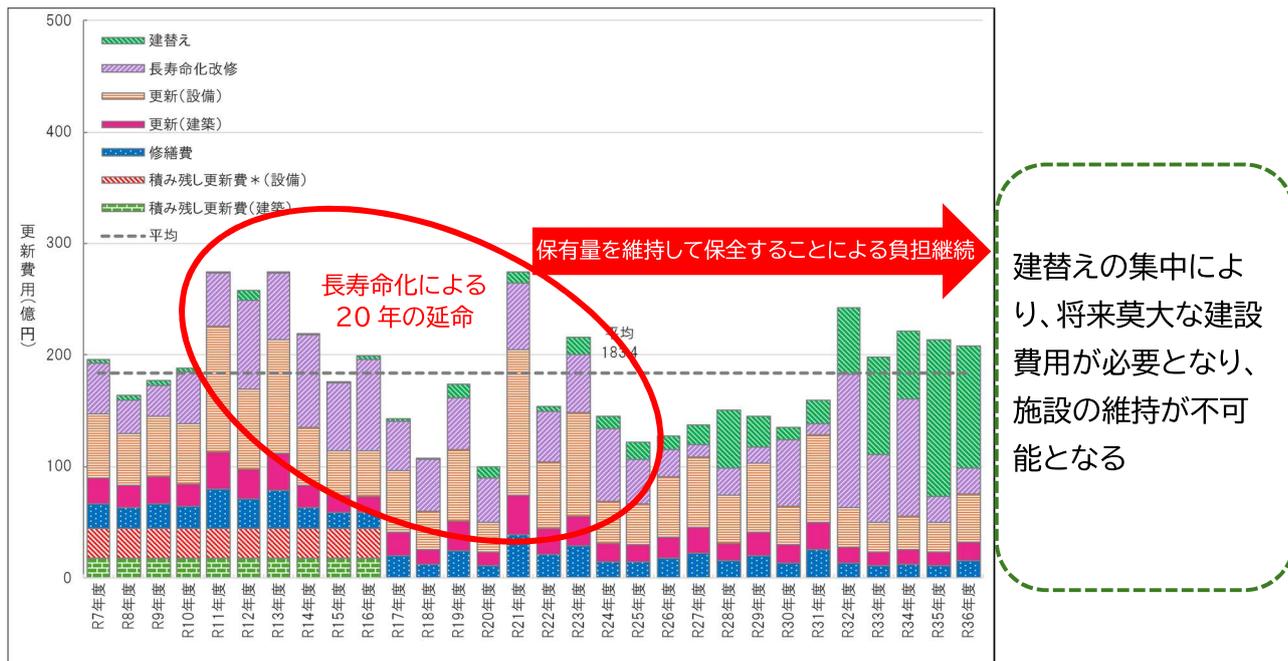


図3.2 長寿命化による将来への負担継続イメージ

このため本市では、第3章「3-3 施設分類別の取組方針」において、サービスの将来傾向で「現状維持」以外とした施設については原則長寿命化を検討しないものとし、複合化や統廃合を早期に検討することにより、将来の過剰な負担を減らし、持続可能な施設運営を目指します。

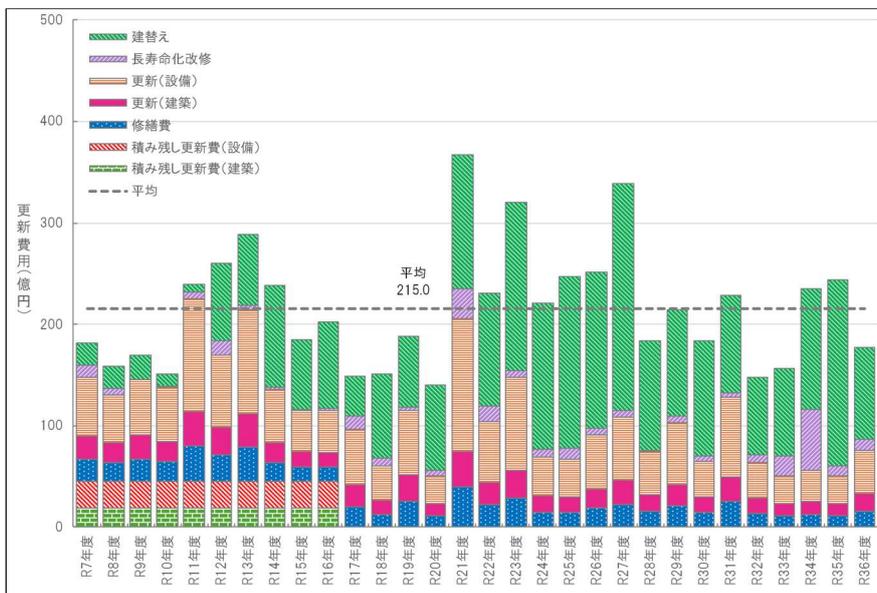


図3.3 取組方針の内容を反映した将来費用

この想定に基づく令和7年度～令和 36 年度の30年間における将来費用の合計額は 6,450 億円となります。

ここから、維持管理における工夫等や入札の実施による削減効果を考慮した場合の将来費用は以下のとおりです。

30年間の将来費用合計額 6,450億円(A)

- 職員による点検、清掃の実施等、維持管理における工夫等による将来費用削減効果を加味した将来費用合計額

$(A) \times 0.90 (\text{※1}) = \underline{5,805 \text{ 億円(B)}}$

※1・・・建物のライフサイクルコストのうち、点検、清掃等により発生するコスト(建物の種類により総コストの10%～30%)について、一部の施設の日常点検を職員が行うなどの工夫や、設備等の長寿命化により、30年間で10%程度の削減を見込む

- (B)に加え、入札実施による削減効果を加味した将来費用合計額

$(B) \times 0.92 (\text{※2}) = \underline{5,340.6 \text{ 億円(C)}}$

※2・・・一般競争入札を拡大した令和6年 11 月から令和7年9月までの公共施設に係る建築、設備等に係る工事入札結果による落札率

- 今後 30 年(令和7年～令和 36 年)における将来負担可能合計額(※3)

2,720 億円(D)

※3・・・令和2年度から令和6年度の本市決算における投資的経費*及び修繕費の合計額の平均(103.68 億円)を初期値とし、将来の総人口減少率に合わせて逡減することを想定した金額の合計額

目標削減量等(建替え時の共通ルール)

本市における計画策定後 30 年における将来負担可能合計額(D)を上での将来費用合計額(C)と比較すると約 50.9%となり、この水準まで財政負担を軽減できれば、将来にわたって適正な維持保全が可能と想定されます。

以上のことから、令和 36 年度末までの目標削減量等を以下のように定め、今後検討を行う際の基本的な指標とします。

令和 36 年度末までに耐用年数を迎える建築物について

- ① 建替え時における既存の建築物と同構造と比較したライフサイクルコストの削減率 **50%以上**
- ② 建替え時における既存の建築物からの延床面積の削減率 **50%以上**

※①又は②のいずれかの条件を満たすこととします。

※①については、鉄筋コンクリート造→鉄骨造・木造など、構造の変更等の工夫や、整備手法の工夫により将来コストの削減を図ることとします。

※この想定において、建設物価上昇率等の将来変動要素は考慮しておりません。

※建替え等においては、公共施設等適正管理推進事業債*等の有利な財源を積極的に活用するものとします。

※長寿命化対象施設については、建替え時の建築物の可能な限りのスペースの縮減に加え、構造の見直し、長寿命化方法の効率化等の検討により、コスト削減を目指すこととします。

第4章 実施目標

4-1 中期目標

「3-1 高知市の将来における公共施設のあり方・理想像」で示した理想像を目指し、中期(本計画策定から10年を経過した時点)において実施する各取組の目標を示します。

表4-1 取組の項目・内容と中期目標

取組項目	取組の内容及び達成レベル	評価指標 (10年度目におけるKPI*)	取組の実施主体 (KPI管理主体)
(1)適切な施設点検の実施による安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 法定点検が全対象施設で漏れなく行われている 自主点検対象の全施設(包括管理委託*等によるものを除く)について、年2回の自主点検を行い、点検結果が財産政策課と共有されている 	自主点検結果報告率 100% 不具合の報告漏れ0件	施設所管課 (財産政策課)
(2)適切な修繕*の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「修繕一括査定*」により優先度を判定し、修繕が必要と判断された箇所について適切な修繕が行われている 自主点検で確認された不具合について、必要に応じて立ち入り禁止等の安全措置がとられている 	—	—
(3)民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 「民間資金等の活用*による高知市公共施設等の整備等の手法に関する導入検討規定ガイドライン」に基づき、効果的な民間活力の活用検討ができています 新たな管理手法に基づき、本計画策定時と比較して、一定の管理コスト削減及び職員の負担減ができています 	—	—
(4)ライフサイクルコスト*の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 計画から10年を経過した時点で耐用年数*を迎え、施設の維持方針が決定している全ての施設について、長寿命化又は建替えの判断を行い、ライフサイクルコストの抑制が図られている 	対象建築物のライフサイクルコスト50%の削減	施設所管課・ 財産政策課 (財産政策課)
(5)実施サービスの現状確認とサービス内容のアップデート*の検討	<ul style="list-style-type: none"> 実施サービスの見直し及びアクションプラン*の検討により、施設の将来のあり方が確実に定義づけられている 	延床面積100㎡以上の施設における定義づけ率 100%	施設所管課 (財産政策課)
(6)環境に配慮した施設の運用	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場余剰電力による本市施設の電力供給契約(間接供給契約)の継続 	—	—
(7)災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時でも行政機能や防災拠点としての機能を確保するため、建替えや耐震補強等、施設の安全対策がなされている 	—	—
(8)バリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化、環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建物の新築、建替えに当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した整備を行うことを設計仕様に反映し、全ての施設で対応できるようにする 	計画から10年度内に行った建設工事における検討率 100%	施設所管課・ 公共建築課・ 財産政策課 (財産政策課)

取組項目	取組の内容及び達成レベル	評価指標 (10年度目におけるKPI*)	取組の実施主体 (KPI管理主体)
(9)実施サービス分析に基づく複合化*の実施	・計画1年目に策定するアクションプラン対象施設のうち、「複合化検討」と定義した施設について、方向性が確定し、利用者等利害関係者との合意形成ができています	複合化、統廃合、規模縮小対象施設の方向性の協議開始率 100%	施設所管課・ 財産政策課 (財産政策課)
(10)同分類施設の統廃合*の実施	・計画1年目に策定するアクションプラン対象施設のうち、「統廃合検討」と定義した施設について、方向性が確定し、利用者等利害関係者との合意形成ができています		
(11)施設ごとのサービス分析による保有量見直し	・計画1年目に策定するアクションプラン対象施設のうち、「規模縮小検討」と定義された施設について、再整備の際の整備規模が明確になっている		
(12)効果的な広報	・本計画の概要を市民に伝え、将来の公共施設のあり方について周知を行うとともに、広く理解を得る ・アクションプランにおいて「現状維持」以外に定義づけられた施設の方向性について、各施設所管課から利用者、周辺住民等に十分な周知が行えている	計画概要に関する広報あか るいまち掲載 回数 10年間通算 2回	財産政策課・ 施設所管課 (財産政策課)
(13)ネーミングライツ*の導入、運用	・ネーミングライツパートナー*との連携を継続するとともに、年1回以上の募集を継続し、ネーミングライツ導入施設を拡大する ・既存導入施設については、契約を更新*しながら、市民への制度の浸透が図られている	ネーミングライツ導入が継続している施設 30施設	財産政策課 (財産政策課)
(14)遊休資産*の利活用	・遊休資産の売却・貸付け方針が決定した施設について、「遊休資産(土地・建物)利活用の手引き」に基づき利活用が進んでいる	売却可能な遊休資産追加件数 10年間通算 30件	施設所管課・ 管財課・ 財産政策課 (財産政策課)

4-2 短期目標及びロードマップ*

表4-2 高知市公共施設マネジメント*基本計画 ロードマップ(令和8年度から令和12年度)

	取組項目 ※項目番号は公共施設マネジメント基本計画3章「課題の解決に向けた取組方針」3-2「取組方針」に基づく	取組の概要	凡例					● 対応事項 ○ 対応課等	
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
重点対応	(5)実施サービスの現状確認とサービス内容のアップデートの検討	施設における実施サービスの状況や社会的要求を定期的に確認するとともに、必要に応じて条例の見直し等を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積100㎡以上の施設を対象とした施設の将来のあり方を示した「アクションプラン」作成 ○ 施設所管課 ● 「高知市公共施設再配置計画」のあり方検討 ○ 財産政策課 			<ul style="list-style-type: none"> ● 「アクションプラン」の再確認、現状に合わせた見直し検討 ○ 財産政策課 		<ul style="list-style-type: none"> ● 施設所管課ヒアリング ※サービスの現状確認、見直し検討 ○ 財産政策課、施設所管課、総務課、財務課関係課 	
	(9)実施サービス分析に基づく複合化の実施	取組(5)によって把握したサービスの現状を踏まえ、重複サービスを行う施設の複合化を検討し、実施する		<ul style="list-style-type: none"> ● 複合化対象施設所管課による複合化の具体案検討 ※進捗状況を庁内の「公共施設マネジメント推進本部」及び市議会「行財政改革調査特別委員会」で報告 ○ 財産政策課、施設所管課 ☆複合化の必要性等については、各課のアクションプランの内容、施設の老朽度や配置分布から財産政策課で問題提起を行い、整備方針等具体策の検討は複合化後の主体施設の所管課が行う 				<ul style="list-style-type: none"> ● 検討・協議を踏まえた上での「アクションプラン」の見直し検討 ○ 施設所管課、財産政策課 ● 見直し後のアクションプラン集計等による将来保有量(削減量)の進捗確認 ※状況を庁内の「公共施設マネジメント推進本部」及び市議会「行財政改革調査特別委員会」で報告 	
	(10)同分類施設の統廃合の実施	地区別分析、人口動態分析等に基づく配置、規模の適正化検討による統廃合を検討し、実施する		<ul style="list-style-type: none"> ● 統廃合の具体的な方法に関する協議 ※進捗状況を庁内の「公共施設マネジメント推進本部」及び市議会「行財政改革調査特別委員会」で報告 ○ 施設所管課 					
	(11)施設ごとのサービス分析による保有量見直し	将来の利用者数、稼働率等の想定に基づき、必要なサービスを想定し、機能や保有量の見直しを行う		<ul style="list-style-type: none"> ● 保有量見直しに関する具体的な方法検討 ※進捗状況を庁内の「公共施設マネジメント推進本部」及び市議会「行財政改革調査特別委員会」で報告 ○ 施設所管課 					
	(14)遊休資産の利活用	行政目的での使用を終えた土地や建物について、「遊休資産(土地・建物)利活用の手引き」(本計画資料編に添付)に基づき積極的な利活用を行う		<ul style="list-style-type: none"> ● 売却方針の遊休資産の進捗確認及び対応協議 ○ 財産政策課、施設所管課 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「遊休資産(土地・建物)利活用の手引き」に基づく遊休資産の利活用推進(売却等) ※進捗状況を庁内の「公共施設マネジメント推進本部」及び市議会「行財政改革調査特別委員会」で報告 ○ 施設所管課・財産政策課・管財課 				
継続対応	(1)適切な施設点検の実施による安全確保	法定点検の実施 「公共施設自主点検マニュアル」に基づく自主点検の実施促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設における法定点検対象の建物、設備等の確認 ● 年に2回の自主点検の実施 ○ 施設所管課、財産政策課 ● 「公共施設自主点検マニュアル」の活用状況及び自主点検実施状況に係る情報集約による効果的な実施促進 ○ 財産政策課 						
	(2)適切な修繕の実施	「修繕一括査定」による財源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設所管課における、点検結果等に基づく見積依頼等の提出の促進、「修繕一括査定」実施における評価基準等の見直し及び明確化 ○ 財産政策課 						
	(6)環境に配慮した施設の運用	「市有施設包括的エネルギー管理標準」(令和4年8月策定)に基づく省エネルギーの推進 本市施設における清掃工場の余剰電力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー管理標準に基づく空調、照明等の利用に関する庁内啓発、エネルギー使用量の定期的な確認 ※進捗状況を「公共施設マネジメント推進本部」で報告 ○ 財産政策課 ● 清掃工場の余剰電力の売却及び市有施設で使用する電気の調達(電力間接供給事業*)の継続実施 ○ 財産政策課、清掃工場 						
	(13)ネーミングライツの導入、運用	施設のアピールポイントを的確に伝え、ネーミングライツパートナーの確保に努める	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入施設拡大に向けた検討、パートナー募集 ○ 財産政策課、施設所管課 ● パートナー契約更新調整 ○ 財産政策課 				<ul style="list-style-type: none"> ● パートナー契約更新調整 ○ 財産政策課 		
都度検討	(3)民間活力の活用	民間活力を活用した PPP/PFI*、包括管理委託等、新たな維持管理方法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討対象事業に係る PPP/PFI 手法等の採用検討、維持管理手法に係る調査研究 ○ 施設所管課、財産政策課、行政改革推進課 						
	(4)ライフサイクルコストの抑制	建物の老朽度等に応じた適切な再整備手法(長寿命化)の検討 延床面積100㎡未満の建物の建替え時において、リース・レンタル等との比較検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年以内に耐用年数を迎える予定の施設を対象に長寿命化の可能性を検討するが、規模の縮小や複合化を検討する施設や、長寿命化が困難な施設については長寿命化を行わず、将来の利用予測等を考慮した上で適正な規模の建替えを検討する ○ 施設所管課、財産政策課 ● 対象となる規模の建物の新設、建替えを行う際、費用面、運用面の比較検討を都度行う ○ 施設所管課、財産政策課 						
	(7)災害への備え	南海トラフ地震等の大規模災害時における行政機能や防災拠点としての機能を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の新設又は建替えを行う際、設計段階において仕様に反映し、整備段階においても考慮する ○ 施設所管課、公共建築課、財産政策課 						
	(8)バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、環境への配慮	建物の新設、改修*に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した整備を行う							
	(12)効果的な広報	複合化、統廃合を進める上で、利用者、周辺住民等への十分な説明を行うための広報に努める	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報あかるいまちで本計画を広報 ○ 財産政策課 				<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者等利害関係者への周知、説明 ○ 施設所管課 		

第5章 インフラ系施設

インフラ系施設については、既存施設の総量を維持し、老朽化状況を踏まえ、適宜長寿命化、更新*を行いながら、維持管理を行っていくことを基本方針とします。

5-1 インフラ系施設の保有状況

本計画の対象となるインフラ系施設の保有量は、下表のとおりとなっています。

表5-1 インフラ系施設の保有量

大分類	中分類	R3 年度	R6 年度	R3→R6 増減	単位
道路・トンネル・橋梁	道路総面積	1,007	1,013	+6	万㎡
	道路総延長	1,980	1,988	+8	km
	トンネル	8	8	±0	本
	橋梁	1,726	1,731	+5	橋
	橋梁総延長	15,049	15,417	+368	m
公園	公園	725	740	+15	箇所
上水道	上水道(管路延長)	1,586	1,633	+47	km
	浄水場	2	2	±0	施設
下水道	下水道(管路延長)	1,100	1,159	+59	km
	終末処理場	3	3	±0	施設
	汚水ポンプ場	2	2	±0	施設
	雨水ポンプ場	22	26	+4	施設
	その他排水施設	4	5	+1	施設
汚水排水 処理施設	し尿処理施設	1	1	±0	施設
	団地下水道汚水処理施設	3	1	△2	施設
	処理場(農業集落排水施設)	5	5	±0	施設
	中継ポンプ場(農業集落排水施設)	83	80	△3	施設
	農業集落排水設備(管路延長)	64.6	64.7	+0.1	km
雨水排水 施設	排水機場	69	69	±0	施設
水利施設	水利施設(堰)	7	7	±0	施設
	水利施設(送水ポンプ等)	14	16	+2	施設
環境対策 施設	環境対策施設(清掃工場他)	5	4	△1	施設

(基準日:令和7年3月31日)

5-2 インフラ系施設の老朽化状況

インフラ系施設の大分類別の老朽化状況は以下のとおりとなっています。

表5-2 インフラ系施設の老朽化状況

大分類	老朽化状況
道路・トンネル・橋梁	<p>道路は生活に欠かすことのできない重要な施設であり、道路パトロールや市職員による通勤や外勤時の情報提供に加え、市民の皆様にもご協力いただきながら、対応が必要な箇所の把握に努めています。しかし、現地環境や交通量によって劣化の進行が一律でないことや市域全域に網羅されていることなどから個別の老朽化状況の把握が難しい施設でもあります。</p> <p>トンネルは、施工年の判明しているトンネルのうち、令和6年度末現在、供用年数が 30 年を超えるトンネルは 75%(3/4本)であり、全体的に老朽化が進んでいます。また、平成 26 年から開始した5年毎の全トンネルの定期点検により、早期に措置を講じる必要があるトンネルが3本(約38%)判明しており、今後、老朽化の進行により対策を要するトンネルは急増していくと考えられます。</p> <p>橋梁は、架設年の判明している橋梁のうち、令和6年度末現在、供用年数が 30 年を超える橋梁は 38%(117/310 橋)であり、全体的に老朽化が進んでいます。また、供用年数が不明な橋梁を含めた全橋梁について、平成 26 年から開始した5年毎の定期点検により、緊急又は早期に措置を講じる必要がある橋梁が 66 橋(約4%)判明しており、今後、老朽化の進行により対策を要する橋梁は増加していくと考えられます。</p>
公園	<p>年1回、公園の遊具を対象に機能点検を実施しており A 判定:222、B 判定:1,197、C 判定:501、D 判定:29、判定なし:5、と更新が必要とされる C・D 判定が全体の約 27%を占め、老朽化が進んでいます。</p> <p>(A 判定:健全、B 判定:全体的に健全だが、部分的に劣化、C 判定:全体的に劣化が進行している、D 判定:全体的に顕著な劣化である)</p>
上水道	<p>老朽化により法定耐用年数*(40 年)を超えた水道管路の割合は令和6年度末現在約 36%で、適切な更新をしなければ、今後 10 年間で約 55%に増大していく見込みです。</p>
下水道	<p>下水道事業は、戦災復興事業として昭和 23 年度から整備を始めて 76 年が経過しており、水再生センターやポンプ場、下水道管などの施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>下水道管渠*のうち、令和6年度末現在、標準耐用年数を経過したものは 11.3%(131 km/1,159 km)ですが、令和 15 年度頃からは加速度的に増加します。50 年以上経過管の点検・調査結果により、対策が必要と判断した管渠については、順次、更新を進めています。</p> <p>水再生センター(終末処理場)、ポンプ場のうち、多くの施設が供用開始から 20 年以上を経過しているため、機械・電気設備を中心に老朽化対策を進めています。下知水再生センター(東)や雨水ポンプ場等の整備が昭和 40 年後半から昭和 60 年頃に集中していることから、今後 10 年間程度で鉄筋コンクリート等の標準耐用年数を経過する建築・土木構造物が増加します。</p>
汚水排水処理施設	<p>東部環境センターは、令和 4 年度に水処理設備の一部(生物処理工程)の長寿命化整備が完了したため、今後 20 年間を目標に、施設を継続使用します。また、令和 6 年度に実施した精密機能検査において、長寿命化整備を実施していない建築設備及び機械・電気設備の一部に劣化が確認されており、今後も計画的な整備・更新の継続が必要となっています。</p> <p>農業集落排水施設は、平成 27 年度及び平成 28 年度に実施した機能診断により、多くの機械(電気)設備の劣化が確認されています。</p>
雨水排水施設	<p>河川水路課所管の雨水排水施設のうち、浸水対策を目的とする排水機場については、令和 6 年度末現在、築 30 年以上の施設が 75.6%(31 機場/41 機場)であり全体的に老朽化が進んでいます。建物は、雨漏りや壁面のクラック等修繕箇所が年々増加しており、地盤沈下やシロアリ被害を受けているものもあり、耐震性も含め建物の安全性の診断を受け、計画的に大規模修繕・建替えを検討していく必要があります。</p> <p>河川水路課所管の雨水排水施設のうち湛水防除*を目的とする排水機場は、多くが昭和 50 年代後半に湛水防除事業等により整備され、施設建屋等については、令和 6 年度末現在、築 30 年以上の施設が 85.7%(24 機場/28 機場)であり全体的に老朽化が進んでいます。老朽化が著しい施設建屋については計画的な大規模修繕・建替えを検討していく必要があります。なお、排水機場内の水中ポンプ設備等については、高知県と協議しながら機場の機能診断及び国の補助事業を活用するなど順次、機械設備等の更新改修*工事を進めています。</p>

大分類	老朽化状況
水利施設	農業用水に関係する堰、揚水機場については、施設の老朽化が進んでおり、修繕等で現状は対応していますが、不具合で使用を休止し代替施設で運用している場所もあり、今後は関係機関と協議しながら計画的な大規模改修や施設の運営方法の見直しを検討していく必要があります。
環境対策施設	<p>清掃工場のような一般廃棄物処理施設は過酷な運転環境にあるため、通常、延命化等の措置を行わなければ、耐用年数は概ね20年とされています。高知市清掃工場は平成14年竣工の施設であり、令和3年度でその寿命と言われる20年目を迎えています。そのため施設の延命化を図り、竣工から45年間(令和28年度まで)使用することを目標として、合計2回の長寿命化事業を実施する計画であり、平成30年から第1回目の長寿命化事業を進めています。また、建物については経年劣化が著しく、防水や塗装工事などの実施が必要となると推測されます。</p> <p>減容工場*、三里最終処分場、再生資源処理センターは、昭和60年以前に建築され令和6年度末現在、築35年以上経過している建物が85.7%を占めており、一部耐震補強を行っている建物があるものの、建物・処理設備共に大規模改修等行われておらず、老朽化が深刻化しています。</p>

5-3 インフラ系施設の将来費用 ※公共建築物の将来費用については第2章で算定

○インフラ系施設の将来費用(今後10年間)

今後10年間(令和8年度～令和17年度)のインフラ系施設における維持管理・更新等に係る将来費用は、以下のとおりです。

なお、個別の事業については、より有利な財源の活用を検討します。

表5-3 インフラ系施設の今後10年間の将来費用と財源見込み (百万円)

		維持管理・修繕(令和6年度実績×10年) (1)	改修・更新(長寿命化した場合) (2)	合計(3)(1)+2)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(長寿命化しない場合) (4)	長寿命化対策等の効果額 (3)-(4)
普通会計*	インフラ系施設	24,190	16,388	40,578	※1	53,719	△13,141
公営事業会計*	インフラ系施設	47,280	46,284	93,564	※2	112,456	△18,892
インフラ系施設合計		71,470	62,672	134,142		166,175	△32,033

※1 公園、道路は、公共施設等適正管理推進事業債*等の活用を検討します。
 橋梁は、道路メンテナンス事業補助、過疎対策債等の活用を検討します。
 農業集落排水施設は、下水道事業債の活用を検討します。
 河川排水機場は、設備の改修・更新に有利な緊急自然災害防止対策事業債等の活用を検討します。

※2 上水道は、世代間の負担の公平性の観点から「給水人口一人当たりの企業債残高10万円以下」、「建設改良費のうち適債事業費の50%程度」という考え方の中で、中長期の補てん財源残高の動向も考慮しながら公営企業債*の発行について検討します。
 下水道は、国の交付金の活用や世代間の負担の公平性の観点から、高知市公共下水道経営戦略において設定している「水洗化人口1人当たりの企業債残高の削減に努める」との経営目標も考慮しつつ、公営企業債の発行について検討します。

高知市公共施設マネジメント基本計画(高知市公共施設等総合管理計画)

編集・発行 高知市 財務部 財産政策課
〒780-8571 高知市本町五丁目1番 45 号
電話:088-802-5688
FAX:088-823-9568